

マイ ホームタウン ゆのまえ

第6次
湯前町総合計画



熊本県湯前町

ごあいさつ



このたび、令和3年度を初年度とする7カ年のまちづくりの指針となる「第6次湯前町総合計画」を策定しました。本町はこれまで、「第5次湯前町総合計画」に基づき「生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ」の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

これまでは、前期5年、後期5年の10カ年サイクルで計画を策定してまいりましたが、今回の第6次総合計画から、町長の任期に合わせて前期4年、後期4年の8カ年計画に変更させていただいたところです。（「第6次湯前町総合計画」の策定にあたっては、町長任期途中であるため、前期3年、後期4年の7カ年計画となります）

現在、本町ではさらに加速する人口減少により、すべての産業における担い手不足が最重要課題となっています。今後の見通しでも、近い将来には生産年齢人口を老年人口が上回るなど、さらに厳しい状況が待ち受けています。また新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大により地域経済は停滞し、それに加えて、令和2年7月豪雨による^{じんだい}甚大な被害など私たちの生活は大きく変化し、安心・安全な日常を取り戻すための復旧・復興への道のりはまだ始まったばかりです。

そのような状況の中でも、まちづくりの将来像に掲げているとおり、湯前町がいつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続け、町民一人一人が夢と誇りを持って活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現にむけて、中長期的な視野のもと、総合的かつ計画的な行政運営に資するため、本計画を策定したところです。

本計画の策定にあたり、長期間にわたり慎重審議いただきました湯前町振興計画策定審議会、貴重なご助言を賜りました湯前町議会、湯前町農業振興検討委員会、総合教育会議などの関係各位、まちづくりアンケートやパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお聴かせいただいた町民の皆さまなど、策定に携わっていただきましたすべての人に厚く敬意と感謝の意を表し、ごあいさつとさせていただきます。

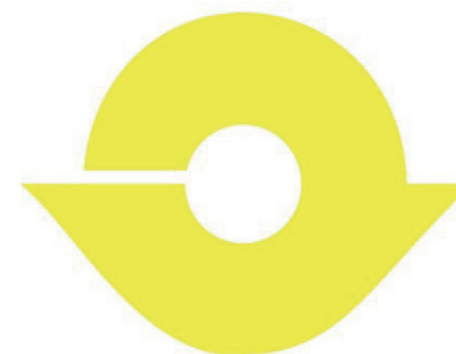
令和3年3月
湯前町長 **長谷和人**

町民憲章

わたしたちは、湯前町民であることに誇りをもち豊かで、明るく、住みよい町にするために町民憲章をここに定めます。

- 一、健康で、心豊かなまちをつくりましょう
- 一、平和・勤勉・明朗なまちをつくりましょう
- 一、自然を、人を、郷土を愛するまちをつくりましょう
- 一、活力があり、未来があるまちをつくりましょう
- 一、先人に学び、文化を継承するまちをつくりましょう

町章



湯前町の「ユ」の字を図案化したもので、中央の切り抜きは貫流する球磨川と終着駅の鉄道の意を表し、《融和》《団結》《発展》を単純明快に象徴したものである。

（昭和45年2月10日制定）

湯前町イメージキャラクター「ゆっくん」



第6次 湯前町総合計画

【はじめに】

- ◇第1章 計画策定の役割と期間・・・・・・・・・・ 5
- ◇第2章 計画策定の背景・・・・・・・・・・ 6
- ◇第3章 まちづくりへの期待・・・・・・・・・・ 9

【基本構想】

- 第1章 基本構想の策定にあたって・・・・・・・・・・ 13
- 第2章 将来像実現のための基本目標・・・・・・・・・・ 14
- 湯前町振興計画策定審議会答申・・・・・・・・・・ 17

【基本計画（前期：令和3年度～令和5年度）】

- 第1章 命を守る安心安全のまちづくり・・・・・・・・・・ 26
- 第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり・・・・・・・・・・ 31
- 第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり・・・・・・・・・・ 40
- 第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり・・・・・・・・・・ 51
- 第5章 地域をつなぐ人づくり・・・・・・・・・・ 64
- 第6章 みんなで描き育むまちづくり・・・・・・・・・・ 72

【事業計画】

- 事業計画（令和3年度～5年度）・・・・・・・・・・ 80
- 普通会計歳入歳出計画表・・・・・・・・・・ 98

◇第1章 計画策定の役割と期間

本町では、まちづくりの基本方針を明らかにするために、これまで5期にわたって総合計画を策定してきたところです。このたび令和3年度から令和9年度までの7年間の方針を示す第6次湯前町総合計画を策定しました。

第1節 計画の役割

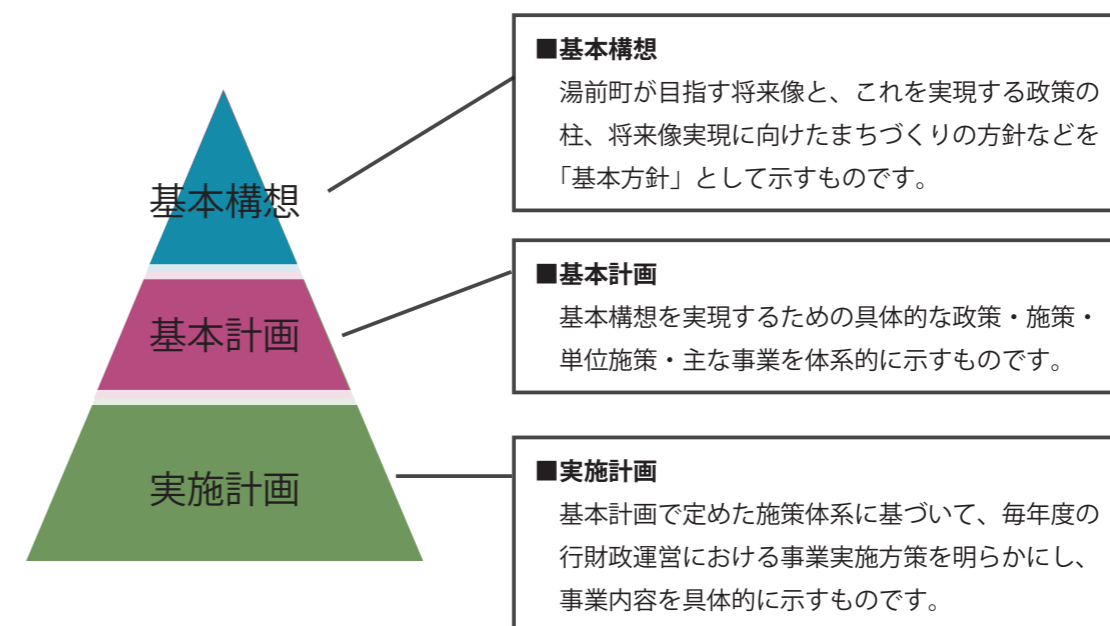
湯前町総合計画は、以下の役割を果たします。

- (1) 本町の町政全般における最上位計画としての役割
- (2) 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- (3) 町民と行政の協働による政策形成の仕組みを明らかにする役割
- (4) 国・県・近隣市町村との連携・協力を進めていく上での基本指針としての役割

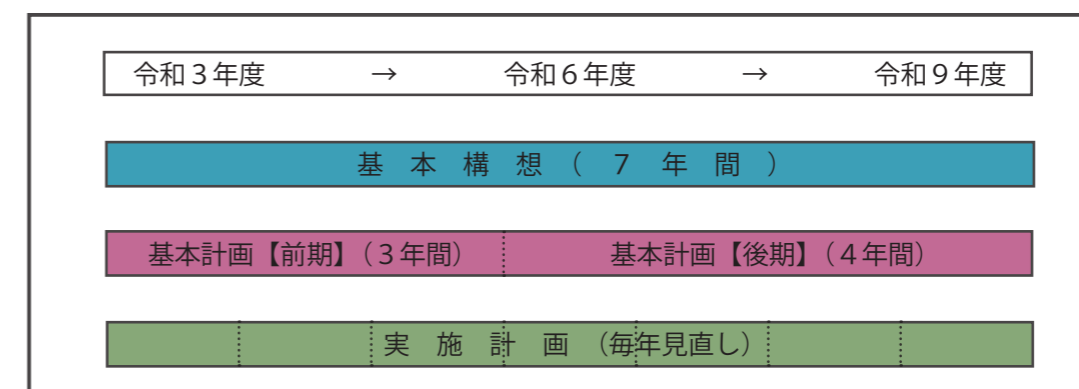
第2節 計画の構成と期間

湯前町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成します。

それぞれの役割は、次のとおりです。



■計画の期間



◇第2章 計画策定の背景

第1節 湯前町の概況

本町は熊本県の南部に位置し、平野部は球磨盆地（人吉盆地）の東端、山間部は九州山地の一角を占めています。東西方向 8.5km、南北方向 10km、総面積は 48.37km²で、その7割強が林野となっています。

町境の西から南側にかけては多良木町、北側は球磨川を挟み水上村、東側は九州山地を介して宮崎県児湯郡西米良村と接しています。

急峻な山地に囲まれた球磨地域は、盆地特有の地形と気候で外敵を阻みつつ、独自の文化を形成しました。城泉寺（浄心寺）の「木造阿弥陀如来及び両脇侍像」に代表される鎌倉時代からの仏教文化が数多く残されていることは、明治時代まで約 700 年間続いた相良氏の統治と深く関係し、そのストーリーは平成 27 年度に「相良 700 年が生んだ保守と進取の文化」として日本遺産に認定されました。

明治 22（1889）年の町村制施行で湯前村となり、昭和 12（1937）年 4 月 1 日に町制を施行し現在に至っています。



第2節 湯前町を取り巻く情勢

1 人口減少と人口構造の変化

わが国の人口は、平成 27 年に約 1 億 2,709 万人となり、人口減少社会に転じました。国の試算では、令和 12 年の人口は約 1 億 1,662 万人にまで減少する見込みです。

本町では、平成 27 年の人口は 3,985 人で、平成 22 年に対し 390 人の減少となりました。このままの状況が続くと令和 12 年には、2,840 人まで減少が見込まれています。また町人口に占める高齢者の割合が令和 12 年には 48.2%となり、令和 4 年頃には老年人口（65 歳以上）が生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）を逆転する見込みです。このことが労働生産性の低下や社会保障制度などにも大きな影響を与え、地域の経済活動の制約要因となります。

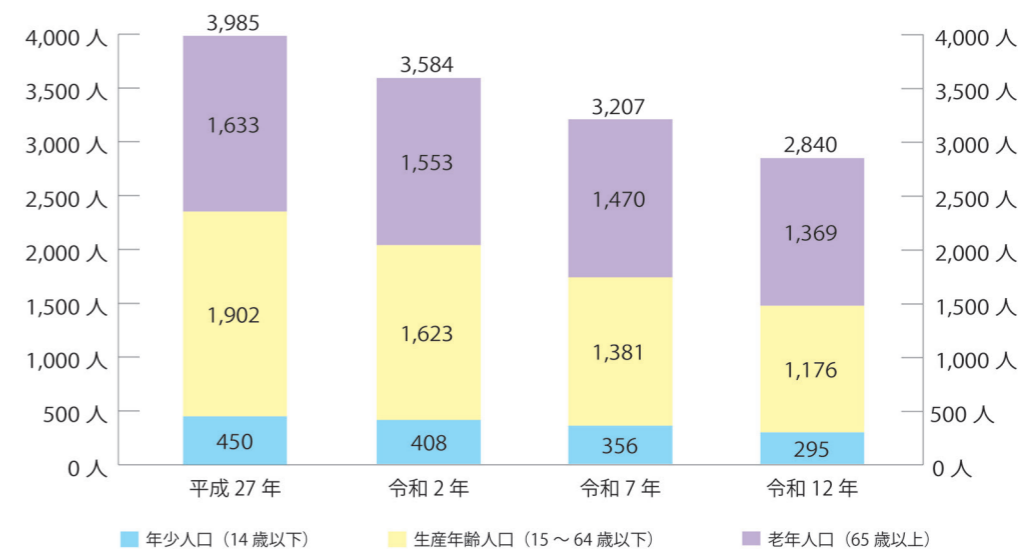
○湯前町の人口

（単位：人）

年		平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
総人口		3,985	3,584	3,207	2,840
年齢 階 層	年少人口 (14 歳以下)	450 (11.3%)	408 (11.4%)	356 (11.1%)	295 (10.4%)
	生産年齢人口 (15～64 歳)	1,902 (47.7%)	1,623 (45.3%)	1,381 (43.1%)	1,176 (41.4%)
	老年人口 (65 歳以上)	1,633 (41.0%)	1,553 (43.3%)	1,470 (45.8%)	1,369 (48.2%)

※平成 27 年の数値は国勢調査。令和 2 年から令和 12 年の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村将来推計人口」（平成 30 年 3 月公表）から

人口の推移



2 環境問題・自然災害への対応

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は世界共通の課題です。それぞれの地域で省資源、省エネルギー、再生可能エネルギー導入などの循環型社会の構築に向けた取り組みや、日々の生活の中で環境に配慮した行動を実践するなど持続可能な社会づくりの力になることが求められています。

地球温暖化に起因する近年の大規模災害は、私たちの安全・安心な生活を脅かす脅威となっています。平成28年の熊本地震、頻繁に発生する大型台風、令和2年7月豪雨災害など災害はいつ起きてもおかしくない状況です。そのような状況の中で、建物やインフラなどハード面の対策だけでなく、地域防災力をさらに高めるために、「自助・共助・公助」を基本とした支え合いと一人一人の危機意識向上が不可欠です。

3 地域社会のデジタル化と行財政運営

人口減少に伴い、人材不足や多様化するニーズなどさまざまな分野で顕在化することが見込まれる個人や地域の課題に対応するため、地方行政をはじめとする地域社会のデジタル化は効果的な解決策として期待されています。

Society5.0での技術の進展により、産業面で活用が期待されるAIによる生産性の向上、あらゆる人やモノが即時につながり必要なサービスや情報が交換できるIoT、行政手続きのオンライン化などあらゆる技術の活用が可能になりました。

一方で、町の財政状況は依然として厳しい状況が続き、住民サービスや地域コミュニティの維持・存続を図るためには、選択と集中による効率的な行財政運営と「公共私（公＝行政、共＝町民・地域コミュニティ、私＝企業）の連携」による人材育成や地域力向上が求められています。

4 ESGsの実現に向けて

SDGsとは、平成27（2015）年9月に開催された国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）です。国際的な問題として共通するテーマや世界の地域を意識したテーマを中心に、貧困の改善、教育、ジェンダーの平等、環境問題、食糧問題など17項目の目標が掲げられていて、発展途上国、先進国を問わず、ほぼすべての国が採択した国際目標であるため、地球上の「誰一人取り残さない」と宣言しています。

日本国内では平成28（2016）年5月にSDGs推進本部が設置され、SDGs実施指針を策定。8つの優先課題と3つの方向性が示されています。地方自治体や企業がSDGsに取り組むときには、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、健康長寿の達成、持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、生物多様性・森林・海洋などの環境保全といった取り組みを実現することが求められています。



◇第3章 まちづくりへの期待

総合計画策定のために令和2年7月に実施した「まちづくりアンケート調査」で、町民が寄せるまちづくりへの期待についての結果は、次のとおりとなりました。

- <対象者> ○高校生以上（平成16年4月1日以前生まれ）の全町民：3,282人
（回収数：2,337人※うち白紙回答71人、回収率：71.2%）
○湯前小学校4年生～6年生児童および湯前中学校全生徒：179人
（回収数：166人）

■小・中学生

問 湯前町の好きなところやすばらしいと思うところはどんなところですか。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) まちなみや農村風景がきれい | 21.4% |
| (2) すぐれた文化や伝統が残っている | 19.3% |
| (3) 災害や犯罪が少ない | 17.2% |
| (4) のどかで落ち着きがある | 12.7% |
| (5) 地域の人同士のふれあい・交流がある | 7.2% |

問 湯前町で不便に思っているところや困っていることはどんなところですか。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 遊ぶ場所・にぎわいのある場所が少ない | 33.3% |
| (2) 通学や買い物などが不便 | 14.0% |
| (3) 災害や犯罪の不安がある | 10.0% |
| (4) 学校以外で気軽に友達と話ができる場所が少ない | 8.0% |
| (5) 通学路・道路などが整っていない | 7.0% |

問 あなたは、大人になってからも湯前町に住み続けたいと思いますか。

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 一時的に町外にでることはあっても将来また戻ってきて住みたい | 31.9% |
| (2) 他の場所に住みたい | 30.7% |
| (3) わからない | 27.1% |
| (4) できれば、ずっと住みたいと思う | 9.6% |

問 あなたは将来、湯前町がどんなまちになればいいと思いますか。

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) スポーツ施設や遊び場が多いまち | 12.0% |
| (2) 古くからの建物やお祭りがいつまでも残っているまち | 9.4% |
| (3) 災害や事故のない安全なまち | 9.2% |
| (4) インターネットなど情報や通信が発達したまち | 8.8% |
| (5) 水や空気がきれいなまち | 8.2% |

■一般住民（高校生以上）

問 産業分野における湯前町の現状についてどの程度満足していますか。

（「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合）

(1) イベントの実施状況	24%
(2) 買い物をする場所	19%
(3) 農業の振興	18%

問 生活環境分野における湯前町の現状についてどの程度満足していますか。

(「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合)

(1) 自然環境の豊かさ	68%
(2) 上水道の整備状況	62%
(3) 下水道・浄化槽の整備状況	58%

問 健康福祉分野における湯前町の現状についてどの程度満足していますか。

(「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合)

(1) 病院の利用のしやすさ (かかりつけ医)	40%
(2) 保健サービスの実施状況	33%
(3) 高齢者福祉サービス	30%

問 教育・文化分野における湯前町の現状についてどの程度満足していますか。

(「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合)

(1) まんが美術館や図書館などの文化施設の整備状況	32%
(2) 学校教育・学校施設の整備状況	28%
(2) 地区内の活動 (分館活動)	28%

問 行財政分野における湯前町の現状についてどの程度満足していますか。

(「満足している」または「どちらかといえば満足している」の割合)

(1) 役場からの情報発信や情報公開の充実 (広報・HP など)	44%
(2) 役場での職員の対応や相談のしやすさ	35%
(3) 役場での手続きのしやすさ	31%

問 あなたは、今後、湯前町がどんな町になればいいと思いますか。

(1) 医療・防災・交通安全などの体制が整った、安全で安心して暮らせる町	17.2%
(2) 保健・福祉などの体制が整った、健康でいきいきと暮らせる町	12.2%
(3) 環境が保たれ、豊かな自然の中で、落ち着いて暮らせる町	12.2%
(4) 自然を生かした、農林業が盛んな町	9.7%
(5) 商工業が活性化し新産業が育成される、雇用の機会がある町	9.6%

問 あなたが産業分野で湯前町が優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1) 農業の振興	27.2%
(2) 商業の振興	20.5%
(3) 観光の振興	19.8%
(4) 林業の振興	10.4%
(5) 工業の振興	7.2%

問 あなたが生活環境分野で、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1) 豊かな自然環境の保護	15.8%
(2) 地震・台風などに対する防災体制の整備	15.4%
(3) 防犯灯設置などの防犯体制の整備	9.9%

問 あなたが保健福祉分野で、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1) 医療機関の整備・充実	17.5%
(2) 高齢者福祉サービスの充実	13.0%
(3) 高齢福祉施設の整備 (老人ホームなど)	11.9%

問 あなたが教育・文化分野で、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1) 地域の人との和をつくり、広げる取り組み	9.9%
(2) 教育内容と教育施設の充実	9.4%
(3) 就学支援制度の充実 (奨学金など)	8.4%
(3) 郷土の歴史や文化財の保護と活用	8.4%

問 あなたが行財政分野で、優先的に取り組むべきだと思う施策はなんですか。

(1) 行財政改革の推進	24.5%
(2) 役場の行政サービスの向上	20.8%
(3) 近隣市町村との連携の推進	16.5%

問 あなたは今後も湯前町に住み続けたいと思いますか。

(1) 住み続けたい	56%
(2) 住み続けたくない	8%
(3) 無回答	36%



第6次湯前町総合計画

基本構想

(令和3年度～令和9年度)

◇第1章 基本構想の策定にあたって

◇第2章 将来像実現のための基本目標

◇第1章 基本構想の策定にあたって

第1節 基本構想策定の意義

本町は、平成23年に「生き活きと輝き 誇れる町 ゆのまえ」を目標として第5次総合計画を策定し、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを展開してまいりました。この間、少子高齢化の一層の進展、年々激甚化する災害や疫病、地方創生の推進と急激な社会の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想をはるかに上回る勢いで進んできていて、これに合わせて町民が求める価値観や生活意識も変化しています。

こうした時代の変化をとらえ、新しい時代へのまちづくりの展開を図るために、本構想を策定することとしました。

第2節 基本構想の理念と将来像

■まちづくりの理念

本計画を策定するにあたり、次の3つを理念として掲げます。

- 安全で安心して生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくり
- 美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり
- 未来につながる人や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくり

■将来像（まちづくりのキャッチフレーズ）

「マイ ホームタウン ゆのまえ」

～人と自然と歴史が調和し、未来を創造する町～

湯前町が、いつまでも心のよりどころである「ふるさと」であり続けるために、町民一人一人が夢と誇りを持って活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりを実現するために計画を進めていきます。

◇第2章 将来像実現のための基本目標

第1節 施策の大綱

本町の将来像を実現するため、6つの政策分野別の基本方針を次のように掲げます。

1. 命を守る安心安全のまちづくり

(防災消防・防疫・交通安全・防犯)

「命を守る安心安全のまちづくり」は、地球環境の変化により年々猛威を増している集中豪雨や台風などの災害の脅威から町民の生命・身体・財産や農地、道路などの地域インフラを守るため、防災減災対策の充実、災害時の対応能力の強化や復旧復興対策の整備について、自助・共助・公助の考えに基づき、個人・地域・事業者それぞれの役割に応じた取り組みを推進します。また今後さらにその必要性が高まる消防団や自主防災組織の活動の活性化を支援します。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、家畜伝染病など日々変化し続けるあらゆる危機から町民の生命と健康を守るため、新しい生活様式に基づいて町民が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

2. 次世代につなぐ持続可能な産業づくり

(産業の振興)

「次世代につなぐ持続可能な産業づくり」は、本町の基幹産業である農林業をはじめとする各種産業の振興施策を進めます。

農業の振興は、産地生産力維持・拡大のため、担い手の確保・育成や生産基盤の強化、農地集積や集約化、スマート農業や機械の導入による省力化を進め、農業経営の安定化を図ります。また消費者と食と農のつながりを深め、収益性の高い農畜産物の生産や地産地消、都市と農村の交流を推進します。

林業の振興は、森林が持つ多面的機能の発揮が重要な役割を果たしていることから、生産性の向上を促進し、持続的で健全な発展を図ります。

商工業の振興は、地域の特性を生かした名産品の開発・磨き上げに取り組むとともに、魅力ある買い物場所の確保や個性を発揮できる地場産業を育成し、高齢化している商工業の未来を背負う若手後継者の育成と事業承継を推進します。

観光の振興は、豊かな自然や風土、史跡、伝統文化などの地域資源を生かし、広域的に連携しながらブランド力を高めつつ、歴史的価値の高い文化財やまんが関連施設、「ゆのまえ温泉湯楽里」を拠点とした観光施策を進めます。

3. ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり

(住環境の整備)

「ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり」は、本町で安心して暮らすことができるように環境整備に努めます。

土地利用計画は、現在保有・所有している未活用財産や限られた資源である貴重な土地の計画的な利活用を図ります。

交通体系の整備は、町民が安心して生活ができるよう産業、生活道路の整備や適正な維持管理を推進します。また豪雨災害で甚大な被害を受けたくま川鉄道の日も早い復旧に向けて取り組むとともに、人吉球磨地域の交通体系の再編協議を進めます。

上水道は、現存の水源地の維持管理強化、老朽化した配水管の計画的な更新・耐震化で安心・安全な水道水を安定的に供給し、下水道は水資源の確保と良質な水質保全に努めます。

住宅対策は、町民の快適な住環境整備を促進するため、計画的な町営住宅の整備や老朽化した住宅の建て替え、宅地分譲地の整備、個人住宅の新築・リフォームへの支援を行います。空き家対策では、引き続き空き家バンクなどを活用し、移住定住を推進します。

環境衛生施策は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に対処するため、持続可能な社会づくりを推進し、美しい生活環境を保つための普及啓発と住民意識向上に取り組めます。

4. ささえ愛で心温まる福祉づくり

(健康・福祉の増進)

「ささえ愛で心温まる福祉づくり」は、子どもから高齢者までが安心して生活を送ることができるように健康増進・福祉施策を進めます。

地域福祉活動・高齢者福祉は、本町は44%を超える高齢化率の中、地域が一体となって長い人生を健康でいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現のため、個々にあった福祉サービスの提供や健康づくり、介護予防の取り組みを展開します。

児童福祉・ひとり親福祉は、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指すとともに、子どもたちの心身を健全に育成するための各施策に取り組めます。また各機関が連携し、将来を担う子どもたちを地域全体で見守る体制づくりを強化します。

障がい福祉は、障がい者本人や障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を図るとともに、社会構成員として安心して暮らして行くことができるよう各種福祉サービスに取り組めます。

保険医療は、町民の医療確保と健康維持・増進を図るため、保健事業をはじめとする事業の推進に取り組めます。

令和 3年 1月12日

5. 地域をつなぐ人づくり

(教育・人材育成)

「地域をつなぐ人づくり」は、学校教育、社会教育、社会体育、文化財の保護と文化の振興を進めます。

学校教育の振興は、小中一貫教育を基本として、ICT活用や英語学習などの充実を図り、コミュニティ・スクールとして学校と地域が一体となり、豊かな自然・歴史・文化・伝統を受け継ぐ心豊かな人づくりと地域の担い手づくりを目指します。

社会教育の振興は、個人の価値を尊重し、一人一人が創意と生きがい、思いやりを持って過ごすことができるよう、町民の教養向上、健康増進を目指します。心豊かな生活と明るい地域づくりを推進することで多様な文化に触れ、生涯にわたって学び続けることができる機会を提供します。

社会体育の振興は、児童へのスポーツ体験機会などの提供から高齢者の健康づくりなど、老若男女を問わず町民一人一人がスポーツ活動を気軽に楽しむ生涯スポーツの振興を目指します。

文化財の保護と文化の振興は、伝統を継承し、町の歴史や文化に対する町民の意識向上を図るとともに、文化財の保護と観光資源としての活用で、郷土を愛する心を育みます。文化を継承する新たな担い手を育成し、新しい文化を創造する町民の意識の醸成を目指します。

6. みんなで描き育むまちづくり

(行財政運営)

「みんなで描き育むまちづくり」は、地方分権の進展により町が担う責任と役割が増え、少子高齢化の進行と町民の生活様式や価値観の多様化に伴い、まちづくりに対する住民ニーズも多様化し、より高度なものとなっています。厳しい財政運営が続く中、健全な行財政運営に努めるとともに住民満足度を高めるために、「自ら考え、自ら行動する」住民自治に根ざした協働のまちづくりを推進します。また行政区や分館の統廃合も視野に入れ、これまでの概念や常識にとらわれない選択と集中により地域コミュニティの存続を図ります。

旬報・広報などの紙媒体やホームページ、SNSを含む電子媒体の情報通信網を活用し、地域と町民を結ぶネットワークをさらに強化することで町民と地域、町が相互に連携する機能の充実を図り、町民主体のまちづくりを展開しやすい環境づくりを進めます。

地方分権が進む中、人吉球磨を中心とした広域的な事務など他の自治体、組合などとの連携の強化を図ります。

湯前町長 長谷 和人 様

湯前町振興計画策定審議会
会長 柳瀬 鐵 男

湯前町総合計画の策定について (答申)

令和2年6月8日付け湯前第787号により、本審議会に諮問のあった「第6次湯前町総合計画・基本構想および基本計画（前期）の策定」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

第6次湯前町総合計画・基本構想および 基本計画（前期）の策定について（答申）

令和 3年 1月 12日
湯前町振興計画策定審議会

答申にあたって

「第6次湯前町総合計画」は、まちづくりの理念に基づき、目指すべき町の将来像実現のために、長期的な視点で策定される湯前町の最上位計画です。

湯前町振興計画策定審議会では、委員それぞれの立場から基本構想、前期基本計画の6つの基本方針の細部にわたり慎重審議を重ねてまいりました。

「第二期湯前町総合戦略」や「第6次湯前町総合計画」（案）に示してあるとおり、令和3年度以降の湯前町を展望したときに、加速する人口減少、老年人口と生産年齢人口が逆転する人口構造の変化は避けられない状況にあり、労働生産性や地域経済活動の制約といったさまざまな課題に直面することは容易に想像できます。

そのような状況下においても、まちづくりの理念にあるとおり、湯前町民が

- ①安全で安心して生活を送ることができ、暮らしやすいまちづくり
- ②美しい自然環境、豊かな歴史などの地域資源を生かしたまちづくり
- ③未来につながる人や資源を最大限に活用する持続可能なまちづくり

を念頭に置いた各種施策が展開され、町民みんなが「マイ ホームタウン ゆのまえ」のキャッチフレーズのもと、一人一人が夢と誇りを持って活力ある未来を創造しながら、人と自然と歴史が調和したまちづくりを実現されるよう切に要望し、意見書を添えて答申とします。

(意見書)

1. 地球温暖化などの影響により年々激甚化する大雨、台風、地震などあらゆる災害や新型コロナウイルス感染症などの脅威から町民の生命や財産が奪われることがないよう万全の対策整備が図られるとともに、町民一人一人の自主防災意識が向上するよう情報提供、普及啓発に努められたい。
2. 本町の基幹産業である農業においては、担い手不足や高齢化による耕作放棄地の増加や生産額の減少など解決すべき課題が多くある。持続可能な産業であり続けるため、また美しい農村環境を次世代へつなぐための各種施策の展開に努められたい。
林業においても、担い手不足を補う生産性向上対策、森林の有する多面的機能の維持保全に努められたい。
3. 商工業、観光の振興については地域の特性を磨き上げ、魅力ある商品や観光地域づくりを図られるとともに、資源や技術を絶やさないための事業承継など後継者の育成・確保に努められたい。
4. 地域を支える「人」づくりの基礎となる教育分野においては、国・県の動向を注視しながらも、まちの特色や地域性を十分に反映させ、地域が一体となった取り組みにより、郷土愛と誇りにあふれる心豊かな人材の育成に努められたい。
5. 町の人口減少対策や「住んでいてよかった」と思える住民満足度に寄与する各種施策は、防災、産業、福祉、住環境、教育、行財政運営などすべての分野が関係することから、より総合的、横断的に事業が展開されるよう努められたい。
6. 将来像に掲げるまちづくりの実現のために、その大きな阻害要因となるのがまちづくりへの町民の「無関心」である。行政と町民の関係が、単なるサービスの提供・享受だけではなく、双方が補完しながら行政と町民の距離を縮め、町民自らがまちづくりに積極的に参加できる環境づくりに努められたい。

以上

【湯前町振興計画策定審議会開催状況】

<第1回>	令和2年 6月 8日	※職員プロジェクトチーム合同会議
<第2回>	令和2年 8月 5日	
<第3回>	令和2年 8月19日	
<第4回>	令和2年 9月11日	※職員プロジェクトチーム合同会議
<第5回>	令和2年10月14日	
<第6回>	令和2年10月27日	※職員プロジェクトチーム合同会議
<第7回>	令和2年12月24日	
<答申>	令和3年 1月12日	※町長との懇談会

【湯前町振興計画策定審議会委員名簿】

会長	柳 瀬 鐵 男	湯前町区長会長
副会長	瀧 本 明 吉	J A くま理事
委員	永 井 賢 吾	上球磨森林組合事業部長
〃	栗 原 礼	湯前町商工会理事
〃	吉 村 光	湯前町老人クラブ連合会長
〃	荒 木 玲	湯前町地域婦人会副会長
〃	橋 本 康 平	湯前町青年団長
〃	蓑 田 和 文	肥後銀行湯前支店長
〃	伊 東 龍 一	熊本大学教授
〃	桂 英 昭	前 熊本大学准教授



第6次湯前町総合計画

基本計画

(前期計画：令和3年度～令和5年度)

- ◇第1章 命を守る安心安全のまちづくり
- ◇第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり
- ◇第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり
- ◇第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり
- ◇第5章 地域をつなぐ人づくり
- ◇第6章 みんなで描き育むまちづくり

◇体系図	24
◇第1章 命を守る安心安全のまちづくり	26
第1節 防災消防	26
第2節 防疫対策	28
第3節 交通安全と防犯	29
◇第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり	31
第1節 農業の振興	31
第2節 林業の振興	34
第3節 商工業の振興	36
第4節 観光の振興	38
◇第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり	40
第1節 土地利用計画	40
第2節 交通体系の整備	41
第3節 上水道	43
第4節 公共下水道と浄化槽	45
第5節 住宅対策	47
第6節 環境衛生	49
◇第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり	51
第1節 地域福祉活動	51
第2節 高齢者福祉	53
第3節 児童福祉	54
第4節 ひとり親福祉	56
第5節 障がい福祉	57
第6節 町民保健	59
第7節 保険医療	61
◇第5章 地域をつなぐ人づくり	64
第1節 学校教育の振興	64
第2節 社会教育の振興	67
第3節 社会体育の振興	69
第4節 文化財保護と文化振興	70
◇第6章 みんなで描き育むまちづくり	72
第1節 情報化社会への対応	72
第2節 参画と協働の推進	74
第3節 行財政運営	76
第4節 広域行政と広域連携の推進	78

◇体系図

将来像

マイホームタウン
ゆのまえ

人と自然と歴史が調和し、
未来を創造する町

大綱(章)	施策分野(節)	施策
1 命を守る 安心安全の まちづくり	防災消防	1 自然災害対策 2 消防対策・自主防災組織 3 情報提供体制
	防疫対策	1 感染症予防対策 2 畜産業における防疫対策
	交通安全と防犯	1 交通安全ルールの普及徹底 2 道路交通環境 3 消費者行政 4 防犯環境整備と意識向上
2 次世代につなぐ 持続可能な 産業づくり	農業の振興	1 農業後継者や担い手の確保・育成 2 生産基盤の整備 3 農地保全と有効活用 4 生産性の向上 5 農地集積・集約 6 食と農のつながりの深化
	林業の振興	1 林業経営の効率化・森林管理の適正化 2 担い手の育成 3 地域産材の需要拡大・付加価値供給 4 森林の多様な利用の推進
	商工業の振興	1 商店街の活性化・利用促進 2 後継者育成・事業承継 3 小規模事業者の支援 4 農林・観光業との連携
	観光の振興	1 観光資源の創出 2 推進体制・情報発信力の強化 3 イベント 4 観光施設の整備
3 ずっと 住み続けられる 安らぎの 住環境づくり	土地利用計画	1 山林ゾーン 2 農地ゾーン 3 中心市街地ゾーン
	交通体系の整備	1 国道・県道の整備促進 2 町道の整備・補修 3 農道の整備・補修 4 交通体系の充実
	上水道	1 水資源の保全 2 持続可能な水源の確保 3 耐震化の推進 4 老朽化施設の更新 5 維持管理の強化
	公共下水道と浄化槽	1 下水道への加入促進 2 生活雑排水処理の推進 3 経営安定の強化
	住宅対策	1 町営住宅 2 分譲地 3 空き家対策 4 個人住宅への支援
	環境衛生	1 ごみ処理体制 2 ペットの適正飼育 3 生活環境苦情への対応 4 水質保全対策 5 地球温暖化防止対策

大綱(章)	施策分野(節)	施策
4 ささえ愛で 心温まる 福祉づくり	地域福祉活動	1 地域福祉の推進 2 地域で支えあう体制
	高齢者福祉	1 高齢者福祉計画の推進 2 生きがいづくり・生活支援サービス 3 介護予防と支援
	児童福祉	1 乳幼児教育・保育環境 2 地域ぐるみの子育て環境 3 安心できる子育て環境
	ひとり親福祉	1 自立に向けた相談・指導 2 支援体制の周知徹底
	障がい福祉	1 地域サポート体制 2 相談体制 3 自立のためのサービス
	町民保健	1 生活習慣病予防 2 感染症予防 3 母子・歯科・精神保健 4 食育の推進 5 各種健診の推進 6 医療体制・救急医療
5 地域をつなぐ 人づくり	保険医療	1 医療保険の健全運営 2 保健事業
	学校教育の振興	1 校内研修・学力向上 2 小中一貫教育 3 地域とともにある学校づくり 4 人権教育 5 食育の推進 6 学校教育施設の整備
	社会教育の振興	1 青少年の健全育成 2 読書活動 3 人権教育 4 家庭教育 5 生涯学習・分館活動 6 社会教育施設
	社会体育の振興	1 スポーツ団体の充実・活性化 2 体育施設の整備・維持管理
6 みんなで描き 育むまちづくり	文化財保護と文化振興	1 文化財愛護意識の向上 2 未指定文化財の調査 3 指定文化財の維持管理 4 文化団体の育成 5 湯前まんが美術館事業
	情報化社会への対応	1 情報収集と広報活動 2 情報通信システムの再構築 3 行政事務の高度化・効率化
	参画と協働の推進	1 参画と協働機会の創出 2 男女共同参画 3 広報活動 4 広聴活動
	行財政運営	1 事業の選択と集中 2 計画的な人材育成 3 適切課税と徴収強化 4 新たな財源の確保
広域行政と広域連携の推進	1 広域行政の推進 2 近隣市町村などとの連携強化	

実施計画

第1章 命を守る安心安全のまちづくり

第1節 防災消防

1. 現況と課題

- ① 平成28年熊本地震をはじめ令和2年7月豪雨災害など、未曾有の大災害が本県で発生していて、今後も南海トラフや人吉盆地南縁断層を震源とする地震による災害の発生が予測されています。また近年は、長時間強い雨をもたらす線状降水帯の影響による水害も全国各地で発生しています。本町は地理的条件により比較的災害の発生は少ない地域ですが、今後も自主防災組織など地域住民との連携を図りながら、防災・減災意識の普及を図り、町民の生命・財産を守っていくことが必要です。そのような中、令和2年度に防災マップを見直し、再度町民に危険地域の周知を行いました。
- ② 消防団員の確保では、若年者の減少による新規団員の減少や団員の就労形態の変化に伴い、昼間の消火活動などへの対応のため消防団OBを活用する機能別団員制度を導入しています。しかし、近年は機能別団員の割合が高くなってきており、火災だけでなくさまざまな災害に対応するためにも、引き続き現役消防団員の確保対策が課題となっています。
- ③ 国際情勢を見ると、他国からの武力攻撃やテロ対策など国民を取り巻く情勢も変化しつつあります。そうした中、本町では湯前町国民保護計画を策定し、有事のときに町民へスムーズな情報伝達ができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を行いました。また令和元年度に町のホームページを改修したり、災害情報などの緊急的な情報をいち早く町民へ伝達する手段としてSNSを活用したりするなど、リアルタイムな情報伝達に努めています。今後も、さらに充実した防災消防体制を構築できるよう努めていきます。

2. 基本方針

消防団員・自主防災組織の知識習得や防災訓練などを行い、上球磨消防署との連携強化を図りながら、地域住民と一体となって「自助・共助・公助」の確立に努めます。また国・県などと連携を取りながら、総合的な防災対策の強化を図ります。

3. 施策

① 自然災害対策の推進

町内を流れる都川や牧良川、仁原川などの災害が起これる危険箇所については、国や県の災害防止関連事業などを要望し、災害の未然防止に努めます。また森林が持つ本来の水源かん養機能と大雨時の土砂流出防止機能の維持推進を図り、災害の未然防止に努めます。農地や森林などは洪水防止などの多面的機能を持つため、被害拡大を防止する観点から、国・県などの制度を活用し、適正な保全を進め、町民の安心・安全の確保に努めます。

② 消防対策と自主防災組織の強化

消防資機材や設備、装備の充実、機動力の強化を進め、消防団の機動力確保と設備の近代化を図ります。また上球磨消防署と連携しながら火災予防や防災・減災の確立に努めます。

町民の防災意識の向上を図り、災害発生時には自主防災組織を核とした活動により被害を最少

限にとどめ日常の予防・防災に努めます。また災害救助や避難所運営などで「自助・共助」の中核を担う町民のスキルアップのため防災士の育成や自主防災組織相互の連携強化に努めます。

③ 迅速かつ正確な情報提供体制の強化

全国瞬時警報システム(J-ALERT)や再構築が求められている情報通信システムを活用し、有事のときに町民に対し迅速かつ正確な情報伝達ができるよう、情報提供体制の強化を図ります。またSNSを活用した情報伝達も、さらなる普及啓発で登録者数を増やし、複数手段での情報提供体制を構築します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
防災士の人数	4人	10人
SNS(LINE)登録者数	200人	500人

■ 関連計画

地域防災計画、湯前町国土強靱化地域計画、第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

① SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことです。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで密接な利用者間のコミュニケーションを可能にします。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えています。

例：Facebook、LINE、Instagram、Twitter など

第2節 防疫対策

1. 現況と課題

① 令和元年12月に検出された新型コロナウイルスが全世界に爆発的な広がりを見せ、数多くの犠牲者をもたらしただけでなく、経済にも大きなダメージを与えています。危険度が高いと考えられる感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、SARSなど）が確認された場合は、保健所などの関係機関との連携が重要になります。あらゆる感染症を予防し、尊い人命や経済的損失を生み出さないための取り組みが求められています。

② 産業面でも、家畜伝染病などの感染リスクを低減させるために、これまで以上の徹底した衛生管理が不可欠です。

2. 基本方針

感染症の感染拡大を防止するためには、国や県のガイドラインや新たな情報をいち早く取り入れ、町民により早く正確な情報を発信するとともに、町民一人一人にこれまでと違う日常であるという自覚を促します。

畜産業では、熊本県城南家畜保健衛生所などの機関と連携し衛生指導などの発生予防に努めます。

3. 施策

① 感染症予防対策

「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症の発生時に、町民生活に不可欠な行政サービスの提供と町民への感染拡大の防止や感染予防の対策を行います。日常生活でも、町民一人一人が「新しい生活様式」を意識、実践できるような継続的な普及啓発活動に取り組みます。

② 畜産業における防疫対策

熊本県城南家畜保健衛生所と連携し、衛生指導や各種予防注射の推進を図るとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底することで、家畜伝染性疾患の発生予防を進め、人に感染するリスクを回避します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標
インフルエンザワクチン接種率	57.2%	65.0%

■ 関連計画

新型インフルエンザ等対策行動計画

第3節 交通安全と防犯

1. 現況と課題

① 近年、飲酒運転やあおり運転などの悪質行為の多発で罰則の強化が進められています。交通事故発生件数は少なくなってきているものの、交通事故に高齢者が関係する割合が非常に高くなっています。本町でも高齢者の事故の割合は増えていて、多良木警察署と連携した対策に取り組む必要があります。

② カーブミラーやガードレールといった交通安全施設の老朽化が目立ち、ハード面でも交通安全対策を行うことが必要です。

③ 本町では、都市部で起きているような大きな犯罪や事件などは発生していませんが、全国的に被害が多発している「振り込め詐欺」や「窃盗」、「声かけ事案」などの高齢者や子どもをターゲットにした犯罪が増加しています。犯罪を未然に防ぐためにも、警察や学校、各行政委員、地域住民との連携・連絡を密に取り合うことが必要です。

④ 通学路や犯罪の温床となるような暗い場所への防犯灯の設置、犯罪被害防止や行方不明者の早期発見などのための見守りカメラの設置が必要です。

2. 基本方針

交通安全施設や環境の充実を図り、町民一人一人が交通ルールを守るための安全意識向上を目指します。また幼児・児童・生徒に対する交通安全教室や、高齢者の交通事故防止につながる活動を実施し、安心・安全の町をつくります。

犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らすことができるために必要な防犯環境整備を行うとともに町民一人一人の防犯に対する意識向上を図ります。

3. 施策

① 交通安全ルールの普及徹底

多良木警察署・交通安全協会と連携した各種運動で、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、幼児・児童生徒・成人・高齢者に対する交通安全教育を家庭や保育所、学校、地域、職場などで実施します。近年、高齢者の事故の割合が増加していることから、各種講習会の積極的な受講促進により自動車運転技術だけでなく、自転車使用時や歩行時の注意点などを周知徹底します。

② 道路交通環境の整備

道路の構造、交通の状況などにより、交通の安全を確保するため必要がある箇所には、ガードレール、カーブミラー、道路標識、区画線などの交通安全施設整備を年次計画で行います。あわせて、老朽化した施設の改修も行います。

③ 消費者行政の推進

保健福祉課に設置している消費者相談窓口に加え、人吉・球磨生活支援ネットワークで実施している人吉市消費生活センターの相談体制を継続するとともに、関係機関と連携し消費生活相談体制の充実を図ります。

消費者意識の向上のため、広報誌などで啓発と消費生活情報の提供を行います。また高齢者などの消費者被害防止のため、民生委員・児童委員協議会や警察、社会福祉協議会などの関係機関と連携した見守り活動を推進します。

④防犯環境の整備と防犯意識の向上

窃盗や性犯罪などが起こりやすい、暗い裏路地や住宅密集地、通学路を重視した防犯灯の整備を行うとともに、プライバシーに配慮した見守りカメラの設置を推進します。

また本町のボランティア組織や警察と連携し、必要に応じて登下校時のパトロールなどを実施します。さらに幼少期からの防犯に対する知識習得の機会をつくり、意識向上を図ります。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
見守りカメラ設置台数	11	15
防犯灯の設置台数	521	551



第2章 次世代につなぐ持続可能な産業づくり

第1節 農業の振興

1. 現況と課題

農業は、生活に必要な食料を供給する機能とともに、国土保全などの多面的機能を持っています。しかし、農業者や農村人口の著しい減少・高齢化に伴い労働力の低下が進行しています。今後も農業者の減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進むことが懸念されます。さらに、近年の大規模災害、気候変動、野生鳥獣害、家畜疾病などの被害が食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、農業経営の持続を脅かすことで経済活動への影響が懸念されます。

① 今後の本町の農業を支えていく認定農業者数は、60人程度で推移しています。しかし、平成27年の農林業センサスによる農業就業者は387人となっており、このうち60歳以上が約80%で、平成22年と比較すると農業就業者数は100人の減、60歳以上の割合は5.4%増となっています。本町の農業振興では、農業後継者や新規農業参入者などの担い手を確保・育成することが最重要と考えられます。

② また離農や規模縮小された農地は、認定農業者を中心に集積され経営面積は拡大されていますが、施設園芸、葉タバコ、野菜類の作付けは減少し、水稻の作付は増加傾向となっています。

③ そうした中で、本町の農業は担い手農家を中心に水稻を基幹として施設園芸、畜産、葉タバコなどを組み合わせた複合経営で営まれています。しかし、近年の災害などによる農畜産物の被害、燃料・資材価格の高騰による農業所得の低迷は農家の兼業化に拍車をかけ、後継者不足と農業者の高齢化が顕著で、その結果として生じる遊休農地や耕作放棄地の増加が、農業の置かれた環境の厳しさを示しています。

④⑤ 一方で、この10年間で18人の農業後継者や新規農業参入者の実績があります。担い手として営農に携わってもらうには、労働力不足解消や生産コスト削減のための支援が不可欠です。また消費者のニーズに合った収益性の高い農畜産物の導入は、湯前町農業振興検討委員会などの関係機関と協議する必要があります。

圃場整備後40年以上が経過し、老朽化した用排水路の改修などの生産基盤は、担い手からの要望により計画的に整備していく必要があります。

スマート農業の導入は、担い手とともに情報収集を行い、共有していくことが重要になってきます。

2. 基本方針

次世代につなぐ持続可能な農業を実施していくため、農業振興検討委員会などの意見を参考に、農業後継者や担い手の確保・育成が最重要課題と捉えた施策を展開します。農業生産のための基盤整備は、農業用水の安定供給だけでなく災害を未然に防止する役割もあるため、地域とともに農地などの保全活動に取り組んでいくこととします。

所得向上なくして農業の持続化はなく、農業を取り巻く環境整備を図る必要があります。その結果として担い手に農地が集積・集約され、持続可能な農業を推進します。このほか、近年多発する災害や気候変動への対応や食と農のつながりを深めるための活動を進めます。

3. 施策

①農業後継者や担い手の確保・育成

本町の農業を持続的に発展させるために、農業後継者や担い手の確保・育成が必要で、特に担い手の確保は最重要課題と捉えます。他産業へ就業機会が増加する中、後継者や新規就農者へ各種支援策などを広く情報提供するとともに関係機関や農学連携による研修や教育への支援、就農相談を実施し、農業経営の安定化対策を進めます。

農作業を受託する農業者も、担い手の確保・育成を図ります。

②生産基盤の整備

用排水路は、圃場整備後約40年以上経過し老朽化が進み、改修などが必要となっています。補助事業を活用した改修などを行い農業用水の安定供給を図り、営農の活性化のために水田の乾田化による収益性の高い作物の導入や裏作なども協議しながら担い手などの営農活動、所得向上に結びつくように進めます。

これまで整備されてきた農道などの施設は、適切な管理を図りながら地域の状況に応じた整備を進めます。

③農地保全と有効活用

農地は、食料の安定供給だけでなく、生活を守る役割や洪水の防止、水資源のかん養などの多面的機能を持ち、その維持を図るために日本型直接支払制度などの活用で、地域住民一体となって農地や農業用施設の保全管理、鳥獣害の防止に努め、遊休農地や耕作放棄地の発生防止を図ります。国の中山間地域等直接支払制度交付金事業の対象とならない地域には、湯前版中山間地域直接支払制度を周知しながら、特に畑地帯は国・県や町独自の補助事業で所得向上に結び付けられるように推進します。また林農連携による取り組みも関係者と協議し、農地の有効活用対策を図ります。

④生産性の向上

農家の高齢化、担い手の減少により労働力不足が懸念されています。近年は、農作業の省力化や負担軽減につながるスマート農業に関する情報が国や企業などから提供されています。これらの情報を担い手と共有するとともに先端技術を農業の現場へ導入することへの理解も必要です。

また湯前町農業公社を再編し、特に人材が必要な収穫などのときに、地域と連携した担い手などへの支援を図ります。

⑤農地集積・集約の取り組み

農地集積・集約化は、人・農地プランの実質化に取り組む必要があり、地区の実情に応じた将来の農地利用を農業委員会や農地利用最適化推進委員など関係機関と協議しながら、担い手が各種施策を活用した結果、担い手などに農地が集積し、さらに集約化が図られるよう進めます。

⑥食と農とのつながりの深化

児童や生徒などを中心に、食育の推進とふるさとの食文化や地域食材への理解を深めてもらえるように、地産地消の取り組みを進めていきます。

また商工業と連携した名産品の開発・磨き上げ、魅力ある買い物場所の確保で、都市住民などが農村の季節に応じた食材などを生産現場を直接見て感じてもらえる環境づくりを進めていきます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
新規就農者数	—	6人
担い手への農地集積率	48.4%	60.0%

■関連計画

第二期湯前町総合戦略

■用語解説

①日本型直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する農林水産省の制度で、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支援」の3つの対策の総称です。

②スマート農業

ロボット技術や情報通信技術 (ICT) などの先端技術を活用し、超省力化や高品質な生産などを可能にする農業技術の総称です。

③人・農地プラン

集落地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図です。集落・地域の徹底的な話し合いを通じて、人と農地の問題を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するためのものです。

第2節 林業の振興

1. 現況と課題

①② 本町の民有林は上球磨森林組合をはじめ林業事業者が適時森林整備を行っていて、適切に管理されている森林が多く、多くの雇用を創出し地域振興の一翼を担っています。森林内の資源が成熟し、森林の伐採が増えるとともに、再造林や下刈り、間伐などの施業の増加が見込まれますが、林業従事者の確保が困難な状況にあり喫緊の課題となっています。

③④ また当地域は森林経営・管理の集約化が進み、林業が生業として成り立っている全国的にみても希な地域ですが、材価の低迷に伴う森林所有者の森林への関心の薄れから未相続となる森林もあり、将来的に管理できない森林の増加が危惧されています。

2. 基本方針

林業経営の効率化と森林管理の適正化を図るため、林業事業者と協力して森林所有者に対し適切な森林管理・経営を促すとともに、林業振興で最も重要な林業従事者の育成・確保を支援します。

また原木の安定供給のための施策だけでなく、出口戦略としての地域の木材の需要拡大に係る取り組みを推進します。

3. 施策

① 林業経営の効率化と森林管理の適正化

民有林の適正な管理を持続するため、森林経営意欲のなくなった森林を森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用して、森林が荒廃しない最低限必要な施業を行います。民有林の大半を町有林が占めている特徴を生かして、さらなる森林管理・経営の集約による適正な森林管理の持続を図るため、町に対する森林の寄付を積極的に受け入れます。

現在、民有林面積の9割以上の森林で森林経営計画が作成されていて、管理者不在の森林は極めて少ないため、引き続き林業経営の効率化と森林管理の適正化のため森林経営計画の作成を推進します。

民有林の施業には、前例踏襲の施業ではなく情勢に合わせた施業を推進するため、本町の森づくりの基本構想に基づき、それぞれ設定したゾーニングに則した施業を支援します。

令和2年7月豪雨で被災した林道は、災害復旧事業で早期復旧を図りますが、他所管との調整が必要な路線は、関係機関と被災箇所全体の復旧工程を協議のうえ計画的に進めます。

② 担い手の育成

森林資源の成熟に伴い、森林の更新やその後の保育事業は今後増加することが見込まれていて、適切な森林施業を持続するため、林業従事者を確保する取り組みを支援します。

また林業従事者を労働災害から守るため、労働安全装備品の導入を支援します。

③ 地域産材の需要拡大と付加価値供給

地域で生産された木材を地域内で消費する地産地消の体制の構築を推進するため、公共施設の木造・木質化や木造住宅などでの地域産材利用を支援し、地域内での需要拡大を図ります。

地域内で生産されている木材の5割程度は丸太のまま地域外へ流通していて、地域内の製材所

などで加工し川下に付加価値供給することで、森林から得られる利益が地域内に還元できるよう、地域で生産される木材の付加価値供給の体制整備を支援します。

④ 森林の多様な利用の推進

森林・林業への関心を高めるため、「熊本県企業・法人などとの協働の森づくり活動」に積極的に取り組み、森林での活動を通して森林に親しみ、企業や都市との交流を図ります。

あわせて、林業経営の場としての利用に限らず、森林空間を健康や観光、教育などの多様な分野で活用する取り組みを推進します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
森林経営計画の策定割合	88.0%	90.0%
木材取扱量	7,868m ³ /年	10,000m ³ /年
林業従事者数	88人	90人

■ 関連計画

湯前町森づくり構想（仮称）
第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

① 森林環境譲与税

森林が持つ公益的機能の維持増進の重要性から、都道府県や市町村が実施する森林の整備とその促進に関する施策の財源に充てるために譲与される税金です。

② 熊本県企業・法人などとの協働の森づくり

平成20年12月に施行された熊本県の「企業・法人などとの協働の森づくりに関する指針」で、熊本県では企業・法人などとの森づくりを支援していて、社会貢献活動や環境問題に関心の高い企業や法人などと森林所有者との間に立ってコーディネートなどを行っています。

第3節 商工業の振興

1. 現況と課題

① 本町の商工業は、消費者ニーズの多様化を背景に町外の大型店などへ買い物客が流出し、事業所数、販売額は減少傾向にあります。人口減少や事業主の高齢化に伴う若手後継者不足、若年層の都市部流出も著しく、「しごと」の場の確保も課題となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による急速な景気の悪化や個人消費の減少により商工業は厳しい状況に立たされています。

②③④ そのような中、本町商工業者のほとんどは小規模事業者であり商工会のサポートで経営を支えられているのが実態であり、町と商工会とが連携し事業者の持続的な経営の継続に向けた取り組みを積極的に行う必要があります。

2. 基本方針

多様化する消費者ニーズを的確に把握し、個店の自助努力を促すとともに、地域資源を活用した商工業の振興を目指します。また関係機関と連携し既存事業所の経営の安定や強化、新規創業や後継者の育成、事業承継の支援に努めます。

3. 施策

① 商店街の活性化と利用促進

町外への買い物客の流出抑制のために、商工会などの関係機関と連携し、より魅力ある買い物環境を提供しにぎわいのある商店街づくりを推進します。また商工会が実施する商品券事業を支援することで地元商店の利用促進を図ります。

② 後継者育成と事業承継の支援

次代の商工業者の担い手育成と産業技術の承継のために、商工会や関係機関と連携して経営力強化と経営基盤整備を支援します。

③ 小規模事業者の支援

商工会と連携して小規模事業者の持続的経営のために個店の自助努力を促しながら継続的支援を行います。

④ 農林・観光業との連携支援

地域資源を活用した特産品の開発による地域経済活性化を図るために、農林業者との連携強化や情報提供などを行います。また観光業と連携し、イベントでの観光入込客の増加や観光商品の開発などでにぎわいを創出します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
事業所数	168	170
創業者数	1	3

■ 関連計画

第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

① 小規模事業者

商業・サービス業で従業員数が5人以下（製造業などは20人以下）の商工業者のことです。

② 事業承継

現在の経営者が自分の会社や事業を他の人物に引き継ぐことです。



第4節 観光の振興

1. 現況と課題

①② 人吉球磨地域では現在、観光客に喜ばれる魅力ある地域づくりをめざし、広域的に連携しながら周遊ルートの構築、商品の開発、情報発信などに取り組んでいます。そのような中、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、海外からの観光客だけでなく国内の観光客も一時移動の制限がされるなど、これまでに経験したことのない状況に陥っています。国内の消費活動は停滞し、その打開策として感染防止策を行った新しい生活様式での経済活動を推進し、ようやく再開の兆しが見えていた矢先に令和2年7月豪雨に見舞われました。特に人吉市や下球磨地域の被害は壊滅的で、さらにくま川鉄道も甚大な被害を受け、復旧・復興には相当な年月を要するものと考えられます。そのため、本町を含め比較的被害の少なかった町村が連携しながら、観光の灯を絶やさないようにしなければなりません。

③ 本町では観光拠点である「ゆのまえ温泉湯楽里」から他事業者や観光施設への来訪者の循環を図っていくことが求められています。また「ゆのまえ漫画フェスタ」などのイベントはコロナ禍で中止を余儀なくされましたが、今後は、国・県の指針に準じて、新しい生活様式に応じた開催を検討していく必要があります。これらのイベントを通して町の観光資源や魅力を効果的に発信することも必要です。湯前町観光案内人協会主催の町あるきツアーなどの活動はおもてなしを通じた交流の場となっていますが、事業の更なる充実を図るために人材の確保と育成が不可欠です。

④ 観光客を呼び込むための各観光施設整備は、駅周辺施設の新たな整備や「ゆのまえ温泉湯楽里」大規模改修などを行うことができますが、今後も計画的に更新などを進めていく必要があります。

2. 基本方針

広域的に連携することで地域資源の発掘と効果的な磨き上げを図り、地域観光のブランド力を高めます。また新しい生活様式のもと地域の特色が発信できるイベントを開催しながら、観光情報を効果的に発信します。町の観光振興を図る組織を支援するとともに人材確保と育成に努めます。

3. 施策

①観光資源の創出

人吉球磨観光地域づくり協議会をはじめとする広域的な取り組みにより、歴史ある文化財やマンガ関連施設を活用した周遊ルートの構築、商品の開発、プロモーション活動などを強化しブランド力を高め、新たな観光客の獲得を図ります。

②推進体制・情報発信力の強化

町内の観光振興を推進する組織や観光拠点の強化支援、人材の育成・確保に努めるとともに、農業と連携した都市と農村の交流を推進します。

入込客の増加や地域経済の活性化を図ることを目的とした各種情報を、より効果的な方法で発信し各種報道機関などへ積極的に情報提供することで、低予算で効果的な発信を目指します。

③イベントの開催

地域色の強い「ゆのまえ漫画フェスタ」などのイベントへの支援を行いながら、関連施設である「湯前まんが美術館」や「湯前まんが図書館」などの認知度を高め、リピーター客の増加を図ります。感染状況などを勘案しながら、国や県の指針に準じて開催可否の判断やイベント運営に努めます。

④観光施設の整備

観光施設の整備や設備更新は、新しい生活様式や安全面に十分配慮したうえで、計画性をもって観光客のニーズに沿った整備に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
宿泊者数	6,228 人	7,900 人
観光入込客数	175,194 人	193,000 人

※現状値の宿泊数は「ゆのまえ温泉湯楽里」実績、観光入込客数は県観光統計による
(いずれも令和2年3月末の数値)

■関連計画

第二期湯前町総合戦略

■用語解説

①人吉球磨観光地域づくり協議会

人吉球磨地域が共有する地域資源を生かしながら、行政や観光事業者にとらわれず、多様な関係者が官民一体となって連携し、観光を地域の持続的発展を支える産業に位置付け、地域住民が誇りと愛着を持つことができる持続可能な地域づくりを目指して平成30(2018)年3月に設立された協議会です。

第3章 ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくり

第1節 土地利用計画

1. 現況と課題

本町は、総面積 48.37km²、標高 250m の等高線を境として平野部と山間部に大きく二分されています。山間部は大半を森林で占めていて、平野部は急傾斜地から発達した台地と球磨川河畔から広がる低地で構成され、それぞれ異なった土地利用形態となっています。

①② 利用用途別には全体の約 7 割を山林が占め、農用地面積は約 13.8%となっています。近年、農用地は減少傾向にありますが、農作物の生産以外の機能である田園的景観の形成、洪水防止機能などの多面的な観点からも、優良農地の維持・保全に努める必要があります。

③ このような現状を踏まえ、人と地域と自然が調和したまちを創造するためには、地域特有の特長を活かし、住宅地、農地、山林、商工業地などを明確にした、秩序ある土地利用を図るとともに、それらを相互に結びつける施策が必要となります。

2. 基本方針

町民の理解を得ながら、現在保有・所有している未活用財産や限られた資源である貴重な土地の計画的な利活用を図り、地域の活性化に結びつけます。

3. 施策

①山林ゾーン保全整備

本町の約 7 割を占める、豊かな自然環境に恵まれた森林が持つ国土保全・水源かん養などの公益的・多面的機能の向上に努めるとともに、緑資源の活用に努めます。

②農地ゾーン保全整備

本町産業の中核である農業の経営安定・向上のため、農用地の有効利用を図り、優良農地の確保に努めます。また農業人口の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加に歯止めをかけるため、国などの補助事業を積極的に活用し、農地ゾーンの保全整備に努めます。

③中心市街地ゾーン保全整備

中心市街地ゾーンでは、駅を中心とした歩車道、街路灯の整備など、住む人や利用者の利便性向上を図りながら、個性と魅力ある保全整備に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和 5 年度目標値
耕作放棄地の面積	10.7ha	10.0ha

第2節 交通体系の整備

1. 現況と課題

①②③ 交通網の整備は産業の発展と町民福祉の向上のための基礎的条件であるため、国道や県道、町道を中心とした一般道路や農道整備を進めていて、舗装損傷状況、路線の重要性、交通量などを考慮し、適切な措置を行いながら、道路の長寿命化を図っていく必要があります。

④ 移動手段がない人にとって、路線バスやくま川鉄道などの公共交通機関は生活に欠かせない存在です。それらの運営の維持は人口減少が進む中、大変厳しい状況となっています。特にくま川鉄道は令和 2 年 7 月豪雨災害で甚大な被害を受け、現在運行を休止しています。公共交通の維持と活性化を図るため、一日も早い鉄道の復旧・復興と広域連携による交通体系の再編協議が必要です。

また自宅から公共交通機関への接続も、引き続き検討していかなければならない課題となっています。

2. 基本方針

産業の発展と町民福祉の向上を目指し、一般道路や農道の整備の推進や長寿命化での維持修繕費（ライフサイクルコスト）縮減に努めます。

また持続可能な地域公共交通体系の構築を図ります。

3. 施策

①国道・県道の整備促進

国道 219 号の交通安全施設（歩道）設置の早期完成を目指します。また県道（3 路線）の改良促進を図ります。

②町道の整備・補修

未整備路線の道路整備、道路幅員の確保、道路舗装・橋梁の長寿命化を図ります。歩行者の安全の確保のために歩道設置を推進します。

③農道の整備・補修

農業生産に必要な農耕車輛などの安全運行と町民の交通の利便性向上を図るため、必要に応じて拡幅や路面補修などの整備を進めます。

④交通体系の充実

高齢化・過疎化が進む中、「人吉・球磨地域公共交通網形成計画」に沿った公共交通機関の広域的な取り組みを行うとともに、くま川鉄道の復旧を人吉・球磨地域公共交通活性化協議会やくま川鉄道再生協議会と連携しながら推進します。

高齢者をはじめとする買い物、通院などの移動手段の確保が困難な人のニーズを把握し、それに見合う対策の検討を引き続き行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
町道改良率	67.3%	69.0%
公共交通サービスの状況 に対する住民満足度 ※ (満足 + どちらかといえば満足)	24%	40%

※湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画

湯前町道路舗装の個別施設計画

湯前町橋梁個別施設計画

湯前町橋梁長寿命化修繕計画

人吉・球磨地域公共交通網形成計画

■用語解説

①ライフサイクルコスト

製品や構造物が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの
です。LCCと略されることもあります。
エルシーシー

第3節 上水道

1. 現況と課題

本町の上水道は昭和63年から3カ年で北部地区簡易水道と南部地区簡易水道の統合や北部地区簡易水道の増補改良工事を行い、現在、計画給水人口5,700人・1日最大給水量2,280m³で、水道普及率は令和2年3月31日現在で96.7%となっています。

①②③ 近年の大規模な地震や台風などの自然災害に備えることなど、危機管理に対する責務も増大しています。

④⑤ 今後は人口の減少や水需要の低迷による収益の減少や水道施設の老朽化に伴い維持費が増加する中で、より効率的な事業経営が求められています。

2. 基本方針

新しい水源開発を含めた水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めます。

3. 施策

①水資源の保全

水源から給水まで総合的なアプローチによる水源水質の向上を目指します。トンネル湧水は豪雨時に水が濁ったり、水面が汚染されたりする可能性があることから、きめ細かな注意を払って水質監視を行い、水質の安全性確保に努めながらこれまで同様に国指定の外部検査機関に委託して水質検査を行います。

取水施設は、地震や台風などの自然災害が起きた場合でも安定的に水を確保できるように、施設整備・維持管理を行います。

②持続可能な水源の確保

土砂災害時でも安定した水の供給が行えるよう現水源の整備を進めるとともに、湯水などに備え新たな水源の確保を検討するなど持続可能な水の供給に努めます。

③耐震化の推進

湯前町水道事業基本計画に基づき、比較的漏水が多い非耐震管の塩ビ管（接着継手）から耐震性能があるポリエチレン管へ計画的に整備を進めます。

④老朽化施設の更新

施設の機能を継続的に確保するため、適切な保守・点検・修理を行い、耐用年数を超過した水道施設・電気計装設備は更新を行うなど、施設水準の維持・向上を図ります。

⑤維持管理の強化

漏水の多い現状を踏まえ、ゆうしゅうりつ有収率の向上を図るため給水管などの漏水防止や効率的な水の供給に努めます。定期的に漏水調査業務を行い、漏水箇所を特定し、速やかに管路の修繕を行います。漏水を減らし、有収率の向上を図ることで事業経営の健全化にもつなげます。



■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
有収率	69.5%	85.0%
耐震化率	28.1%	45.0%

■関連計画

湯前町水道事業基本計画

■用語解説

①有収率

浄水場で浄水して水道管に送った水の量に対し、蛇口から出て使われた水の量の割合です。数値が高いほど効率的と言えます。

第4節 公共下水道と浄化槽

1. 現況と課題

下水道施設は、平成9年度に下水道法による認可を受けて事業を実施し、平成13年度から整備完了区域では随時供用を開始しました。平成27年度末に計画処理面積175haの面的整備が完了し、接続率は82.9%となっています。

① 下水道施設は健康で快適な生活基盤となる必須の施設で、トイレの水洗化や生活雑排水の処理による生活環境の改善だけでなく、河川など公共用水域の水質保全の機能を持っていることから、接続率の向上に努めなければなりません。

② 下水道事業計画区域外の地域は、引き続き浄化槽設置整備事業に取り組み、整備を推進していく必要があります。

③ 健全な経営を維持するために、公営企業会計を適用し損益情報の的確な把握により、長期的な視点に立った適切な経営計画が求められます。

2. 基本方針

河川など公共用水域の水質保全対策を図り、快適な生活を送ることができるよう下水道の整備や浄化槽の設置を進めます。さらに、町民の理解を得ながら下水道接続加入や浄化槽設置を促進し、水質保全に努めます。

3. 施策

①下水道への加入促進

下水道の啓発活動を行い、下水道への更なる加入促進に努めます。

②生活雑排水処理の推進

下水道事業計画区域外世帯は、今後も浄化槽による個別処理を推進し、生活雑排水処理とトイレの水洗化を図り、河川などの水質汚濁防止に努めます。

③経営安定の強化

経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や使用料の収納率向上に努めます。

また公営企業法適用による経営の効率化に努め、あわせて使用料の算定方法を見直し、人頭制から従量制へスムーズに移行するよう努めます。



■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
公共下水道加入戸数	1,089 戸	1,100 戸
浄化槽設置基数 ※1	165 基	160 基 ※2
水洗化率	80.4%	85.0%

※1 単独浄化槽を除く

※2 浄化槽設置基数は、下水道への切り替えがあるため、総数が減少する

■関連計画

湯前町球磨川上流流域関連特定環境保全公共下水道事業計画

湯前町循環型社会形成推進地域計画

■用語解説

①公営企業会計

地方公共団体が行う事業のうち、一般会計から切り離され独立採算方式で行われる会計方式です。

②人頭制と従量制

人頭制は、世帯の人数に応じて料金が決まる制度です。従量制は家庭などからの下水道への排水量に応じて料金が決まる制度です。従量制がより公平な制度であることから、全国のほとんどの市町村で従量制が採用されています。

第5節 住宅対策

1. 現況と課題

- ① 町営住宅（公営住宅を含む）は、現在 78 棟 166 戸を管理していて、そのうち 91 戸（54.8%）の住宅が耐用年数を超過し、維持管理費用も増加傾向にあります。本町には民間の賃貸住宅が少なく、町営住宅入居者募集に対し、若年層から高齢者層までの幅広い年齢層から入居応募があります。しかし、入居期間が長い入居者の高齢化やこれに伴う一人暮らし世帯も増加しています。
- ② また個人住宅の新築は、希望はあるものの土地の取得などが困難な場合が見受けられます。
- ③④ 一方で空き家は増え続けており、空き家を含む総合的な住宅施策に取り組む必要があります。

2. 基本方針

移住・定住の受け皿として新規町営住宅の建設や既存住宅の改修・建替え、分譲地の整備を計画的に行います。あわせて個人住宅の新築への支援を行うことで、より効果的な住宅対策を推進します。

空き家は、リフォームなどを支援することで、空き家になることへの予防や適正な維持・管理の啓発、活用を推進します。

3. 施策

①町営住宅の整備

将来の人口・世帯動向や住宅の需要を把握し、子育て世帯や高齢者などにも配慮した町営住宅の計画的な整備を図ります。

耐用年数を超過した住宅は、計画的な建て替えを推進します。

②分譲地の整備

生活利便性の良い地域にある未活用町有地などを、分譲地として計画的に整備することで、個人住宅の新築を促進します。

③空き家対策

空き家バンクの利用を促進し、多様なニーズに応じた空き家情報の提供ができる体制の構築を図ります。

リフォームを支援することで、空き家になることへの予防を行いながら、適正な維持・管理の啓発や活用の促進を図ります。

④個人住宅の新築及び長寿命化への支援

個人住宅の新築やリフォームを支援することで、移住・定住を促進します。

新築への支援は、分譲地の整備とあわせて行うことで、より効果的な移住定住施策を推進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
町営住宅管理戸数	166戸	170戸
空き家バンク登録数（累計）	28戸	40戸

■関連計画

湯前町住生活基本計画
 湯前町公営住宅等長寿命化計画
 第二期湯前町総合戦略

■用語解説

①公営住宅

公営住宅法に基づき建設され、住宅に困っていて所得の低い人に低額な家賃で賃貸する住宅のことです。

②町営住宅

公営住宅を含む、町が整備して賃貸する住宅の総称です。

③空き家バンク

空き家を売りたい人や貸したい人から空き家登録を受け、買いたい人や借りたい人向けに町のホームページに空き家情報を掲載し、紹介する仕組みです。
 空き家の傷みを防ぎ適正に管理されるだけでなく、移住や定住につながることから、全国の市町村で積極的に取り組まれています。

第6節 環境衛生

1. 現況と課題

①②③ 本町のごみ処理施設は、1市9町村で構成する人吉球磨広域行政組合で運営しています。ごみ分別の啓発で町民の分別意識は向上していますが、まだ多くの資源化できるものがごみとして処理されています。不法投棄はいまだになくならず、ペットの飼育に関することや悪臭に関する町民からの苦情も後を絶ちません。
 ④⑤ 河川の水質汚濁防止や地球温暖化防止に対する取り組みも安心・快適な生活環境づくりには欠かせないものとなっています。

2. 基本方針

町民・事業所・行政が互いに協力し合い、環境にやさしいまちづくりを推進します。

3. 施策

①環境にやさしいごみ処理体制の実現

町の一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正なごみ処理を推進し、生ごみ処理容器等設置事業で、生ごみの減量化を図ります。広報などでごみ処理に関する意識啓発を行い、ごみ分別ルールの徹底を図ります。

不法投棄は、定期的な巡視や保健所、警察との合同巡視などで早期発見・防止を図ったり、看板を立てたりするなどの啓発を行います。

②ペットの適正飼育の推進

ペットの適正飼育への意識や動物愛護精神の向上に向けて、広報などで意識の啓発を行います。畜犬は、登録と狂犬病予防注射の接種を徹底し、接種率100%を目指します。
 飼育マナーを守り、町民とペットが安心して共生できるまちづくりを推進します。

③生活環境苦情への対応

悪臭や騒音、水質保全などに関する町民の苦情も多様化していて、内容を調査し解決に向けて迅速に対応します。

④水質保全対策の推進

毎年、町内の主な河川（都川・牧良川・仁原川・中溝・幸野溝）の水質検査を実施するとともに、ボランティアによる河川の清掃を行いプラスチックなどのごみを回収することで、今後も河川汚濁防止に努めます。

⑤地球温暖化防止対策の取り組みの推進

再生可能エネルギーの推進と導入で二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい循環型社会の形成を目指します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
1人1日あたりのごみの排出量	700g	675g

■関連計画

一般廃棄物処理実施計画

■用語解説

①再生可能エネルギー

石油や石炭、ガスなど有限な資源ではなく太陽光や風力、地熱など自然界に常に存在していて枯渇せず、温室効果ガスを排出しない資源のことです。

②循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で利用していくことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

第4章 ささえ愛で心温まる福祉づくり

第1節 地域福祉活動

1. 現況と課題

少子高齢化に伴い、核家族化や独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、家族で支えあう力が弱まっていて、福祉サービスや介護サービスだけでは在宅生活が困難な状況が増加する傾向にあります。また地域での人と人とのつながりが希薄になり、地域で支えあう力も弱まる傾向にあるため、さまざまな地域課題が増えてくることも予想されます。

① 地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員協議会をはじめ、社会福祉協議会や老人クラブ、区長などが見守りやさまざまな福祉活動を行っていますが、今後は、複合的な課題が増え、町民ニーズも多様化することが予想されるため、これまでの福祉サービスだけでは解決できない課題や複数の関係機関の連携が必要な状況が増えてくることも危惧されます。

② 日常生活に必要な買い物や病院などへの交通手段がない世帯への支援も求められています。平成11年度からタクシー代の助成支援として福祉タクシー券の交付を行っていて、実情に応じて見直し検討を行いながら事業の継続と拡充を図ってきました。今後も福祉タクシー券の利用ニーズが見込まれることから、地域の実情に応じた事業の見直し検討を継続していく必要があります。地域の公共交通機関や民間運営の移動販売などの連携など、新規展開も視野に入れた検討を行っていくことも必要です。

2. 基本方針

地域のニーズを反映した地域福祉計画を策定し、それに基づいた取り組みを推進します。関係機関と連携し、地域ぐるみで支えあう体制を充実します。

3. 施策

①計画的な地域福祉の推進

本町の現状やそれぞれの保健福祉分野の共通課題を整理し、各種個別計画の推進を総合的・包括的な視点から支え、各個別計画に基づく取り組みの連携を図るための「湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ります。

②地域で支えあう体制の充実

地域福祉を担う要である民生委員・児童委員への活動支援をはじめ、社会福祉協議会や老人クラブ、区長会など関係機関への支援に取り組みます。また関係機関やボランティアとの連携と情報共有を図り、地域で支えあう体制の充実・強化に取り組みます。

■目標値

目標値は、各個別計画に関連する第4章第2節～第6節に掲載しています。

■関連計画

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画
 湯前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 湯前町子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）
 湯前町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画
 湯前町健康増進計画
 第二期湯前町総合戦略



第2節 高齢者福祉

1. 現況と課題

- ① 本町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいくりと社会参画の促進、健康づくりの推進などに取り組む中、さまざまな課題も出ています。
- ② 高齢者支援を行うためには、地域課題を町民と共有しながら、利用者にとって有益な生活支援サービスの掘り起こしが必要です。
- ③ また本町の要介護認定率は全国平均と比較して同程度ですが、重度の認定率は全国平均を若干上回っているため、早い段階で介護予防や自立支援の取り組みを推進する必要があります。

2. 基本方針

高齢者の日常生活の実態やニーズを把握し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康づくりの推進や高齢者福祉サービスの充実に努めます。また重度な要介護状態となっても自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

介護保険事業は、介護予防事業の充実や介護給付費の適正化に取り組み安定的な運営に努めます。

3. 施策

① 高齢者福祉の計画的な推進

「湯前町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生活実態やニーズを把握しながら、新たな生活支援サービスの構築を進めていきます。

② 生きがいくりと生活支援サービスの提供

高齢者の生きがいと健康づくりなどに関する町民ニーズを的確に把握し、老人クラブ活動支援、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また高齢者の介護予防・健康づくりにむけ、関連部局の連携強化のもと健診・指導や健康教育・相談を行います。

③ 介護の予防と支援

介護認定された人が重症化しないよう、介護サービス事業所と連携を図ります。高齢者向けの各種介護予防教室など予防対策に取り組むとともに、地域での通いの場の活動を支援します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
要介護認定率	18.3%	17.5%

■関連計画

湯前町地域福祉計画、地域福祉活動計画、湯前町高齢者福祉計画、介護保険事業計画、第二期湯前町総合戦略

第3節 児童福祉

1. 現況と課題

少子高齢化が加速化し深刻な社会問題となっている中で、本町の合計特殊出生率は、平成25年時点で2.52と国、県よりも高い水準を維持していましたが、年々減少傾向となり平成29年には1.55と熊本県の1.67を下回る状況となっています。本町では若年層の人口流出と、出産期にあたる婚姻世帯の減少が、出生率低下の大きな要因となっています。

国の少子化対策として、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目的に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、本町でも実情を反映した「湯前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画に基づき、新婚世帯や子育て世帯が希望をもって地域で生活し、安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを目指し、各施策を進めていく必要があります。

①本町では「保育園」が1カ所、幼保一体の「認定こども園」が1カ所、民間運営されていますが今後も多様化する保育ニーズに合ったサービスの提供が求められています。特に共働き家庭などの増加で利用ニーズの高い学童保育は、子どもたちの放課後や長期休業中の安心・安全な居場所として大きな役割を担う拠点となっていることから、今後も実情に応じた運営基準の見直しと適正化を図りながら支援に取り組んでいく必要があります。

②③子育て世帯が定住し安心して暮らすためにも、出産育児にかかる経済的負担の緩和に加え、子育て世帯の孤立化防止や児童虐待に対する相談窓口の連携体制を強化し、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを推進することが必要です。

2. 基本方針

安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、将来を担う子どもたちを地域全体で見守り、児童の心身を健全に育成していくために各支援施策に取り組みます。

『湯前町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）』に基づき、「みんなでいのちをはぐくむ 笑顔でいきいき子育てのまち ゆのまえ」を基本理念とし、その実現に努めます。

3. 施策

①乳幼児期の教育・保育の環境整備

子ども・子育て支援法に基づき、子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進め、ライフステージでのきめ細やかな切れ目のない支援を展開します。

子育ての孤立化を防ぐため、相談しやすい体制づくりや地域交流の場の充実に取り組みます。各種保育サービスに加え、仕事と子育ての支援策の充実を図るため、地域や事業所などへの子育ての理解促進に努めます。

②地域ぐるみでの子育て環境づくり

人間性豊かな生きる力を持った子どもの育成を支援するため、親子や地域住民が気軽に交流できる居場所づくりを推進し、子育てに関する意識を高めるとともに、地域の子育て力を高めます。学校と地域との連携で、個性や自主性を育む教育力の向上を図ります。

③安心できる子育て環境づくり

ひとり親家庭や障がいのある子ども、外国につながる子どもや家庭など、特に援助が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、安心して暮らすことができるよう生活環境整備を進めます。また関係機関や地域と連携し、児童虐待や貧困などの深刻な問題の早期発見や解決策の検討に取り組みます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
子育て世帯数	250世帯	250世帯

※過去5年間の出生数は減少。各施策を講じることで、現状250世帯の維持を図る
 ※前期計画指標「地域子育て支援拠点の場」目標1箇所は令和2年度1箇所新設達成
 ※前期計画指標「放課後学童クラブ数」目標2箇所継続し、さらに2支援増

■関連計画

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画
 第二期湯前町総合戦略
 湯前町子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）

■用語解説

①外国につながる子ども

親の両方またはいずれか片方が外国出身者である子どもなど、国籍に関わらず、海外に自分のルーツがあり、多様な言語や文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指す言葉。「海外にルーツを持つ子ども」とも呼ばれます。

第4節 ひとり親福祉

1. 現況と課題

国の2016年の推計では、母子家庭が123.2万世帯、父子家庭が18.7万世帯ともいわれ増加傾向にあります。本町の推移はほぼ横ばい状態です。

① ひとり親家庭では精神的・経済的負担が大きく、支援策としてさまざまな制度や関係支援団体があります。今後は関係支援団体と連携を図り、各種制度を普及させていくことが課題です。さまざまな背景による生活困窮世帯や個人の増加も危惧されていて、支援が必要な世帯や個人によって、支援内容が異なることから、個々の相談や要望内容を的確に把握し、きめ細かい支援につなげていく必要があります。

② 関係支援団体との連携を強化するとともに、相談窓口体制の充実を図って行くことが不可欠となっています。

2. 基本方針

ひとり親家庭などが抱える問題を気軽に相談できる体制の充実を図り、それぞれの事情にあった寄り添った支援、また地域全体で温かく支える環境づくりの確立を目指します。

3. 施策

① 自立に向けた相談・指導の充実

関係支援団体などと連携し、相談・指導などの充実を図るとともに、メンタルケア、自立に向けたスキルアップのための給付金制度や講座などの周知徹底を図ります。

② 支援体制の周知徹底

行政や関係支援団体の相談窓口や、生活を支えていくための各種支援の周知徹底を図ります。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
自立または改善につなげた世帯（または個人）数	0件	3件

■ 関連計画

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画
第二期湯前町総合戦略

第5節 障がい福祉

1. 現況と課題

①②障がいの種類や障がいの程度・部位、発生時期、年齢、生活環境などで障がい者の抱えている問題は千差万別です。すべての人が共に社会の構成員として暮らすことができる考え方に基づいて、その実現に向けた社会づくりのために、福祉サービスの向上、相談支援事業をはじめとする相談体制の充実が欠かせません。障がい者本人や障がい者を取り巻く環境への働きかけを行い、支援体制を確立する必要があります。

現在町内には、障がい者が利用できる事業所は、湯前町社会福祉協議会と地域活動支援センターの2箇所があり、地域で生活しようとする場合、他市町村にある障がい者福祉施設などを利用しなければならないこともあります。

③ 以前は障がい児通所サービスや就労支援などを行う事業所が、他の地域と比べ少ない状況でしたが、現在本町には2カ所の障がい児通所事業所があり、近隣町村には就労支援事業所などが活用しやすい環境となってきました。

今後は利用者に合ったサービス内容の提供状況など、事業所・相談支援事業所・行政・学校などと情報共有しながら、質の高いサービスを行う必要があります。

2. 基本方針

障がい者の共生社会の実現に向けた取り組みを、総合的に推進していくとともに、障がい者をサポートできる地域づくりを、行政と地域が協力して行います。

3. 施策

① 地域サポート体制の確立

障がい者が地域で生活していくうえで、社会の一員として社会参加ができるよう、民生委員・児童委員や区長などと連携・協力し、障がい者やその家族をサポートしていく体制を確立します。

② 相談体制の充実

障がい者やその家族が持つさまざまな悩み、問題に対応できるよう人吉球磨地域相談支援事業^{エヌピーオー}やNPO法人などを活用し、町が中心となり気軽に相談できる体制をつくりまします。

③ 自立のためのサービスの充実

障がい者が地域で生活していくために必要な障がい福祉サービスを、訪問介護事業所や日中活動系事業所、NPO法人などと連携し充実させ、障がい者が十分なサービスを受けられる地域づくりに努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
相談支援事業利用者数 (実人員：障がい者)	44人	50人
障がい福祉サービス利用者数 (実人員) ※1	44人	50人
相談支援事業利用者数 (実人員：障がい児)	10人	30人
障がい児福祉サービス利用者数 (実人員) ※2	24人	30人

※1 サービスの種類も豊富になり、利用しやすくなってきているため、今後も利用者増加の見込みがある

※2 療育センターや病院受診より、障がい児福祉サービス利用を優先する動きがあるため、増加の見込みがある

■関連計画

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画

湯前町障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画

■用語解説

①障がい児通所サービス

児童福祉法に基づき、施設などへの通所によって日常生活における基本的な動作の指導、生活能力・知識技能向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスのことです。

②相談支援事業所

相談支援専門員が障がいのある人やその家族などから相談を受け、さまざまな情報の提供や助言をしたり、福祉サービスを受けるための手続きなどを支援する事業所のことです。

第6節 町民保健

1. 現況と課題

① 本町は高血圧や心臓病の有病率が高く、心臓病や脳疾患での死亡割合が増加しています。生活習慣病のもととなるメタボリックシンドロームの予防・改善のため個々の生活習慣改善に向けた支援はもとより、地域全体で取り組む課題として提起していかなければなりません。

② 感染症対策として、髄膜炎や脳症、難聴、生殖器系への影響など深刻な病気などを引き起こすおたふくかぜワクチン接種費用の助成を令和2年度から開始しました。各種予防ワクチン接種を含めた予防対策と町民への普及啓発が必要となっています。

③ 母子保健は、妊娠期から乳幼児期にかけての健やかな成長のために、親子の健康の保持増進と異常の早期発見に加え、虐待防止のための育児支援が重要です。ライフスタイルが多様化する中で、よりきめ細やかで丁寧な保健指導が必要とされています。

歯科保健は、生涯自分の歯でおいしく食べることができ、自分の口腔管理ができることを目的に乳児期から歯科検診を実施し、希望者にはフッ化物による予防処置を行っています。歯と口の健康の基盤をつくる大切な時期であるため、引き続き取り組んでいく必要があります。

精神保健は、依存症や精神疾患、自殺対策など多岐にわたり重症化する前の予防的な対応が重要ですが、医療機関の遠さなど地理的な問題に加え、根強く残る偏見などで早期対応が困難な場合も少なくありません。普及や啓発、情報発信は今後より一層重要となります。

④ 食育は、かつてふれあいの場である家庭の食卓を中心になされてきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み個々の生活時間帯が異なる中で一家団欒の食事機会が減少し、孤食や個食、正しい食事マナーの喪失などさまざまな問題が生じています。生活リズムを見直し、規則正しい生活習慣と合わせて食の大切さに対する知識や正しい食習慣を身につけていくことが重要です。

⑤ 町民健診は、30歳代の受診率が低いことと健診の結果、生活習慣の見直しが必要な人が増えている一方、保健指導や教室に参加する人が少ないことが課題です。

⑥ 休日・祝日には球磨郡医師会の協力のもと、在宅当番医が輪番制で診療を実施しています。夜間は地域の中核医療拠点施設である公立多良木病院で安心して医療を受けることができる体制が整っています。救急活動では、上球磨消防署で救急資機材の更新や導入が進み、今後は町民レベルの救命救急処置の普及啓発が課題となっています。

2. 基本方針

生涯豊かな人生を送ることができるよう、自分の身体のことを知り、健康管理ができるようになるための支援を進めていきます。また地域に密着したきめ細やかな対応ができるような施策を展開していきます。

3. 施策

①生活習慣病予防の推進

青年期から壮年期の人へ生活習慣病予防の啓発、健診受診勧奨の体制を強化します。

健康教室や講演会などを開催して生活習慣病予防のための健康増進に取り組んでいきます。また各種団体と連携し飲酒や食事、運動不足などの健康問題に関して地域を挙げた取り組みを推進します。

健康寿命の延伸に向けて、若い世代からの生活習慣病予防の取り組み、高齢者の心身の多様な課題への支援のため保健事業を推進します。

②感染症予防の推進

町民に対する予防知識の普及啓発と患者発生時は保健所と協力して即時対応を行い、二次感染などの拡大防止に努めます。また国が勧める予防対策に対応し、予防接種の普及に努めます。

③母子保健・歯科保健・精神保健の推進

母子保健は、子育て世代包括支援センターの設置とともに育児相談や家庭訪問、健診などの事業を継続します。そのときに行う保健指導だけでなく、母子手帳アプリの活用などで自己管理しやすい環境整備を進めます。また妊婦健診と妊婦歯科検診や新生児聴覚検査などの公費助成で適切な時期に確実な受診ができるような取り組みを継続します。

歯科保健事業は、歯科保健計画に基づき、現状の母子・歯科保健体制を継続しながら、きめ細やかな個々の対応ができるように担当者の資質の向上に努めます。

精神保健は、こころの相談をはじめとする相談体制の整備や医療機関との連携を行い、早期対応を進めます。広報などを活用した普及啓発と湯前町自殺対策推進計画の推進にも努めます。

④食育の推進

「食べること」は健康で幸福な生活を送るために大切なものです。地産地消で新鮮な旬の食材を食卓に並べ、笑顔で暮らすことができるように食育を推進します。

⑤各種健診の推進

湯前町農村環境改善センターを会場とする集団健診や各健診機関で実施する総合健診を継続します。集団健診受診者で精密検査が必要な人には説明会の実施や個別訪問による説明を行うとともに、受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結びつけることができるよう努めます。

⑥医療体制の整備・救急医療の推進

資機材の導入や従事者の資質向上で救急体制の充実が図られていますが、救急医療の適正利用方法や町民の救命救急に関する講演会の開催、A E D 設置などを含めた啓発活動を推進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
健康寿命	男性 67.5 歳	男性 70.4 歳
	女性 74.0 歳	女性 75.0 歳

■関連計画

湯前町地域福祉計画・地域福祉活動計画、湯前町健康増進計画、
湯前町食育基本計画、湯前町歯科保健計画、湯前町自殺対策推進計画

第7節 保険医療

1. 現況と課題

(国民健康保険)

国民健康保険は、被用者保険に加入する人などを除くすべての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦ともいえるものです。しかし、高齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いことから財政基盤が脆弱であり、本町など小規模な町では財政運営が不安定になるリスクがあるなど構造的な課題を抱えています。

①② このような中、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国保に対する公費での財政支援の拡充が行われるとともに、平成30年度からは県と町が共同して国保の運営を行っています。県は国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。町は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などの地域でのきめ細かな事業を担っています。新制度で、県と県内市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識のもとで実施するとともに、町の事務の広域化や効率化を推進しなければなりません。

(後期高齢者医療)

高齢者は複数の慢性疾患に加え、要介護状態の前段階であっても身体的、精神・心理的な脆弱性、社会的な脆弱性といった、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあります。また後期高齢者は介護保険被保険者と世代が重なり、介護保険認定者の有病状況は後期高齢者医療の一面を反映しています。介護保険認定者のうち75歳以上の人は令和元年度累計有病状況を国保データベースで抽出すると要支援1・2では心不全が7割で、要介護度が進むと脳血管疾患や認知症の割合が増加する傾向が見られます。本町の後期高齢者健診受診率は県内上位であり、一般介護予防の通いの場(いきいき運動クラブ)が24カ所の公民分館で運営され、習慣的な健康づくりの機会となっています。その結果、一人あたり診療費は県内で最も低くなっています。

2. 基本方針

人生100年時代を見据え、これまで実施してきた生活習慣病予防・フレイル対策としての保健事業(医療保険)と介護予防(介護保険)を一体的に実施します。また第2期保険事業実施計画での特定健康診査の推進、高齢者健診を主とした健康づくりを推進することで健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、保険税(料)収納率の向上など財政の健全化につなげていきます。

3. 施策

①医療保険の健全運営

医療費の適正支出を図るとともに要した医療費を町民に通知し、費用についての理解を図り、医療費の軽減に努めるとともに、運営に不可欠な保険税(料)の収納率向上に努めます。

医療保険制度への町民の理解を深めるために広報紙やホームページなどを活用するとともにあらゆる機会を利用して周知を図ります。

②保健（健康づくり）事業の推進

第2期保険事業実施計画（データヘルス計画）をもとに、令和5年度の特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率60%の達成を目指し、特定健康診査が受診可能となる40歳になる人への健康増進の啓発、受診勧奨を強化します。

高齢者健診は、令和5年度の医科健診50%、歯科健診10%を達成できるよう努めます。財政を圧迫する医療費の増加を抑制するためには、町民自らが規則正しい生活習慣や食生活を実践し、健康寿命の延伸を図るため健康管理や健康づくりを自主的、主体的に取り組むことが必要であり、関係機関と連携を図り町民の生活習慣に合わせた健康づくりの推進に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
特定健診受診率	56.0%	60.0%
特定保健指導実施率	30.2%	60.0%

将来の姿を表す指標		現 状	令和5年度目標値
特定健診	対象者数	850人	830人
	受診者数	476人	498人
特定保健指導	対象者数	58人	50人
	受診者数	18人	30人

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
後期医科健診受診率	34.3%	50.0%
後期歯科健診受診率	5.3%	10.0%

将来の姿を表す指標		現 状	令和5年度目標値
医科健診	対象者数	899人	900人
	受診者数	308人	450人
歯科健診	対象者数	890人	900人
	受診者数	47人	90人

■関連計画

第2期保険事業実施計画

■用語解説

①特定健康診査（特定健診）

日本人の死亡原因の約60%を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの人を対象に行われる、メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積に加え、「脂質以上」、「高血糖」、「高血圧」の2つ以上に該当した状態）に着目した健康診査のことです。

②特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善により予防効果が期待できる人に、専門スタッフ（保健師や管理栄養士など）が行うサポートのことです。



第5章 地域をつなぐ人づくり

第1節 学校教育の振興

1. 現況と課題

①②③ 少子化やグローバル化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く環境は激しく変化しています。そのような社会を生き抜くには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要だとされています。

④ またいじめの社会問題化や不登校の増加、インターネットを介した人権問題など多くの課題もあります。その解決に向け「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる」豊かな人間性の育成が求められています。

⑤ さらに、社会環境や生活環境の急激な変化は子どもの心身の成長に多くの課題をもたらしています。このことの解決に向け、健康づくりや体力づくり面の充実に向けた環境の整備も急務となっています。

⑥ 施設が抱える課題は、湯前小学校は外部改修工事を進め、早急な雨漏り対応などが必要となっているほか、老朽化が進んでいる各施設の改修も当面の課題となっています。

そのほか、環境教育やキャリア教育をはじめ、新たな教育課題が生じていて、それぞれの課題への対応も迫られています。

2. 基本方針

湯前小・中学校は、小中一貫校として9年間を見通した教育活動を展開し、児童・生徒に「生きる力」を育みます。さらに、小・中学校合同の学校運営協議会と湯前町地域学校協働本部が連携して地域とともにある学校づくりを進め、地域を愛する児童・生徒を育成します。

学校の施設・設備面では、校舎の長寿命化を図り、屋外運動場やICT機器をはじめとした教育環境の充実・整備に努めます。

3. 施策

①校内研修の充実と学力向上

全国学力調査など各種調査の結果を分析することで課題を明らかにし、課題解決にむけた改善策を検討し、講師を招聘した校内研修などを通して授業改善に努めます。特に、ICT機器の活用は、遠隔授業を含むさまざまな活用方法について研修を深め、指導者個々の力量を高めながら、児童・生徒の学力の向上を図ります。

②小中一貫教育の推進

小・中学校が共通の学校経営目標を設定するとともに、「目指す子ども像」の共有化を図ります。9年間の系統的な教育課程の編成に努め、合同での学校行事開催や中学校教職員が小学校で指導する「乗り入れ授業」などをさらに推進します。

小学校から中学校への滑らかな接続を図り、子ども一人一人に対応したきめ細やかな教育実践に努めます。

③地域とともにある学校づくり

小・中学校合同の学校運営協議会と地域学校協働本部のさらなる連携を図り、「地域住民による学校支援活動」や「学校から地域に向けた地域貢献活動」を推進し、地域学校協働活動を通して、地域住民とともに少子高齢化などの地域課題に取り組み、地域と一体となった学校づくりを進めます。

本町の文化財・伝統文化との関わりを重視し、地域を誇りに思う子どもを育てます。

④人権教育の推進

すべての教育活動を通して、人権意識の向上と日常化を図り、豊かな感性や人権感覚の育成に努めます。特にいじめ問題は人権に関わる重大な問題であり、人間として絶対に許されない行為という認識に立ち、その防止・解消に努めます。その他の人権課題については、基本的認識の確立に努め、課題解決に努めます。

⑤食育の推進

農作物を栽培したり食したりする体験活動などを通して「食」に関わる人たちに感謝する心を育てます。学校給食共同調理場では、児童・生徒の健康増進と体位の向上を目指して安心・安全でバランスのとれた給食の提供と地産地消に努めます。

さらに食育指導全体計画などに基づき、家庭との連携を図り、清潔で楽しく明るい食事や望ましい食習慣の形成に努めます。

⑥学校教育施設・設備の整備

GIGAスクール構想に沿って教育の情報化に対応する学習環境の整備に努めます。また老朽化箇所の改修にも取り組みます。また子どもたちが安心して過ごすことのできる環境づくりに計画的に取り組み、安心・安全で安らぎのある教育環境の機能向上と整備に努めます。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
小中一貫教育に対する保護者の満足度 (第二期総合戦略より)	—	75% (令和6年度目標値)
地域学校協働活動参加者数	—	600人 (令和6年度目標値)

■関連計画など

教育大綱、学校経営案、第二期湯前町総合戦略、食育指導全体計画

■用語解説

① GIGA スクール構想

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

② 学校運営協議会

保護者代表や地域住民、地域学校協働活動推進員などによって組織され、学校運営や必要な支援に関する協議を行います。

③ 地域学校協働本部

「学校・子ども・家庭・地域・行政」の五者が、連携協働した一体的な取り組みを行う「地域学校協働活動」を推進する体制のことです。子どもたちの生き抜く力の育成や、地域住民が自らの地域を創っていくという主体的な意識の醸成を目的としています。

第2節 社会教育の振興

1. 現況と課題

①②③④ 社会情勢の変化などの不安や閉塞感^{へいそくかん}、地域コミュニティの衰退や機能喪失が懸念される昨今、人には自己を支える生きがい^{いきがい}が求められています。一人一人が目的を持ちながら自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯にわたって学習し、その成果を適切に生かす機会が必要です。

⑤ 現在、国、県、各種団体と連携し、社会教育事業の一つとして生涯学習体系の確立を目指しています。学習者の固定化や減少という課題に直面していて、年齢や就業状況に関わらず学ぶ機会を得ることができる環境づくりが求められています。時代や地域のニーズに対応できる講座の見直しとともに、地域で抱える課題に関する講座なども関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。

⑥ 社会教育施設や分館施設は、老朽化が進んでいるところもあり、計画的な改修と長寿命化が課題となっています。

2. 基本方針

本町の社会教育は教育基本法の理念に基づき、個人尊重の精神を基盤に生涯学習の視点に立って、町民一人一人が変動する社会に創意と生きがいをもって対応できるよう、自己の啓発や町民の教養の向上、健康の増進、生活文化の向上と明るい地域づくりを目指します。また学習の場として安全に利用できるよう、老朽化した施設の改修を段階的に行います。

3. 施策

① 青少年の健全育成

同世代や異世代との多様な人間関係の中で体験活動などを通じて、社会的自立に必要な主体性や協調性を育むことができるよう、地域などでの多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、青少年と地域住民の参画促進を図ります。

② 読書活動の推進

利用者のニーズに応じた図書の充実を図るとともに、子どもたちの読書活動を推進し、幅広い知識や豊かな想像力を育む環境を整えます。

図書室の蔵書数増加に伴い、書架スペース・閲覧スペース^{しよか}などがせまくなっているため、利用者がゆっくりと選書・読書できるよう増床を図ります。

③ 人権教育の推進

女性や高齢者、障がい者の人権など、人権に関する重要な課題について、研修会などを通して基本的人権を正しく理解することに努めます。それぞれの人権問題を自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくよう啓発していきます。

④ 地域学校協働本部事業と家庭教育の推進

より多くのより幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成するこ



とで地域と学校が連携・協働した活動を推進し、子どもたちの生きる力を育むとともに、地域課題の解決に取り組む担い手育成に取り組みます。さまざまな団体との協働により「親の学び」など、保護者や家庭教育に関わる人への支援を推進します。

⑤生涯学習・分館活動の推進

既設の生涯学習教室は、常に見直しを行いながら幅広い年齢層が参加でき、町民のニーズに応じた教室講座の充実と指導者養成に取り組みます。

分館活動を推進し、連帯意識と郷土愛の向上を図るとともに、スポーツ活動や花づくり活動などを通して地域づくりの拠点となるよう支援を行います。分館施設の中には建設から30年以上経過し老朽化が進んでいるところもあり、改修が必要な分館施設に支援を行います。

⑥社会教育施設の充実

中央公民館や農村環境改善センターなどの社会教育施設は、生涯学習や各種サークル活動、総合型スポーツクラブのほか、講演会や研修会、会議、レクリエーションなどに利用され、町民の学習活動や文化振興の拠点となっています。利用者の高齢化や生活様式の変化に伴い、施設の改修を段階的に行い、利用者にやさしい施設、安心して学習できる場を提供します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
生涯学習講座の参加者数	185人	245人
図書館利用者数	837人	1,500人

■関連計画など

教育大綱、子ども読書活動推進計画

第3節 社会体育の振興

1. 現況と課題

スポーツを取り巻く環境は大きく変化していて、本町のスポーツ活動の基盤となっている体育協会では、会員数が減少傾向にありスポーツ離れが顕著に表れています。スポーツ活動の目的も競技力の向上から趣味や健康づくりへと変化し、スポーツニーズも多様化しています。

① 町民の健康づくりと地域コミュニティの形成を目的とした「総合型地域スポーツクラブ湯前さわやかクラブ『だんだん』」では、社会体育に移行した小学校運動部活動に替わり「総合運動クラブ」を行うなど地域ニーズに応えながら教室を開催し、会員数は増加傾向にあります。今後は新しい生活様式を取り入れ、体育協会や湯前さわやかクラブ『だんだん』などの関係団体が協力し、安心して参画できる活動を推進していく必要があります。

② B & G 海洋センターでは、B&G財団の協力を得て、さまざまな目的をもって集える地域コミュニティの拠点整備や老朽化箇所の修繕を実施し、施設機能の回復と機能向上を図り、多くの人に活用いただきました。町民グラウンドとテニスコートは建設から30年以上経過し、雨漏りや照明のL E D 化・照度不足、コート劣化など利用者の要望に十分に答えられない状況にあります。

2. 基本方針

町民が生活の一部として親しむ「健康と楽しみのスポーツ」と「スポーツを『する』『みる』『支える』」ことで、年齢や性別、障がいの有無などにとらわれることなく気軽にスポーツに親しみ、前向きで活力のある社会とスポーツコミュニティによる絆を育み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指して、ニーズに応じたスポーツ振興施策を展開します。

3. 施策

①スポーツ団体の充実と活性化

スポーツ団体を母体として小学校総合運動クラブなどのジュニア育成や会員確保のための体験教室の実施など活発な活動を促し、町民のニーズに応えられるスポーツ振興施策を展開します。

全国のB&G関係組織や町内のスポーツ団体などと連携し、地域スポーツ活動や体験活動の活性化と担い手育成を行うとともに、さまざまな世代が気軽に集うことができる町民体育祭などのスポーツ事業を実施することでコミュニティ形成にも取り組み、交流人口の拡大を図ります。

②体育施設の整備、維持管理

体育施設は、安全に施設を利用していただき、利用者の使いやすい施設となるよう長期的な視点で改修などの計画を立てて整備を行うとともに適正な維持管理を行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
人口に対するスポーツ団体への加入率	15%	17%

■関連計画など

教育大綱、スポーツ基本計画（スポーツ庁）、第二期湯前町総合戦略

第4節 文化財保護と文化振興

1. 現況と課題

①②③ 本町には美しい自然と農村風景の中に、数多くの有形・無形文化財が残されています。これらの多くは長い歴史の中で、保存・継承されてきた遺産であり、町の歴史や文化を理解するために重要なものです。地区で守られてきた文化財も多く、地域住民の高齢化の中、文化財の新たな保存・活用方法を確立することが求められています。

④ 文化団体に対する支援として、学習意欲の増大に伴い多様化するニーズに対応できるように、団体の育成支援や活動の場となる中央公民館などの施設の拡充が必要です。

⑤ 湯前まんが美術館では、那須良輔作品を展示するとともに「マンガ」にこだわった企画展示を開催するなど集客力をいかに高めるかが課題です。

2. 基本方針

ふるさと文化の振興のため、文化財の保存と活用に努め、文化団体の育成や湯前まんが美術館事業の充実を目指します。

3. 施策

①文化財愛護意識の向上

中央公民館主催の「歴史の道探訪講座」や小学生の町内探検、特に東方組太鼓踊りや浅ヶ野棒踊りなどの無形民俗文化財は、小・中学校の総合学習の時間を利用して体験することで後継者育成や文化財愛護意識の向上を図ります。

学校教育や総合的な学習の時間に有効な分かりやすい副読本の作成を検討します。

②未指定文化財の調査

平成28年度に歴史的風致維持向上計画を、平成29年度には歴史文化基本構想を策定し、地域の習俗^{しゅうぞく}なども含めた文化財の基礎調査が行われました。

これらを基にし、より詳細な調査を行い指定文化財にすべきものは指定に向けた取り組みを進めます。また個人所蔵の古文書などは把握数が少なく今後の発見の可能性が高いことから、町全体に啓発を進めます。

③指定文化財の維持管理

県指定重要文化財である下里御大師堂^{おだいしどうつげたりずし}附厨子の保存修理事業を行いながら、事業の現地見学などで普及啓発活動を充実させます。また文化財とその周辺も含めた環境整備と防災管理を行います。

④文化団体の育成

文化協会など文化団体の育成や助成に努めるとともに利用する施設の拡充を進めます。

⑤湯前まんが美術館事業の充実

親しみやすいマンガの展示を進め、周辺観光施設との連携を図り広報活動を進めます。

平成28年度に策定された「湯前まんが美術館等活用計画」を見直しながらその実現を図るとともに、収集資料のアーカイブ化を推進することで既存資料の活用を積極的に行います。

那須良輔作品の常設展示や長年にわたり全国各地から風刺漫画を募ってきた風刺漫画大賞を継続するとともに、さまざまな人が世相をマンガとして楽しみ、地域の文化ともいえる「風刺漫画」をさまざまな世代に受け入れられるような企画展を行います。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
湯前まんが美術館の入館者数	2,793人	5,300人
文化財行政・文化財の保存活用に対する住民満足度 ※ (満足+どちらかといえば満足)	25%	35%

※湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画など

教育大綱
湯前町歴史的風致維持向上計画
歴史文化基本構想
湯前まんが美術館等活用計画
第二期湯前町総合戦略

■用語解説

①歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法により歴史的風致の維持向上計画を図ろうとする市町村が策定する計画で、文部科学大臣や農林水産大臣、国土交通大臣が認定し、その取り組みを支援します。

②アーカイブ（化）

公共性が高く、後に歴史的な重要性を持ち得る記録や資料をまとめて保存・管理する施設や事業のことです。コンピューターで複数のデータをまとめたり整理したりすることをデジタルアーカイブと言います。

第6章 みんなで描き育むまちづくり

第1節 情報化社会への対応

1. 現況と課題

近年の情報通信技術の進展や高度情報通信ネットワークの生活への浸透、スマートフォンなどの普及で情報通信量が飛躍的に増加している中、安心・安全なネットワーク利用環境の確保は重要性が増してきて、個人情報などのセキュリティ確保に対するニーズが高まっています。

① 本町の行政情報や防災情報などの情報発信は、広報や旬報、IP告知放送、町ホームページなどで行われていますが、町民全体に確実に情報が伝えられていない状況もあり、情報発信方法の更なる充実が求められています。

② 平成22年度に大容量の高速データ通信が可能な光ファイバーケーブルを利用した情報通信システムを整備したことで、行政情報や防災情報を迅速に伝達することが可能となりました。しかし、整備後10年が経過し、設備の老朽化と町民ニーズの変化に伴い、新たな情報通信システムの再構築が求められています。災害発生時の防災情報伝達機能の充実を図ることを重要視するとともに、今後も町民の安心・安全を守るシステムの構築を検討します。

③ 国が進めるデジタル化など電子自治体の実現に対応するなど、有効で高度に利用するための工夫と新たな技術を活用すると同時に費用対効果を含め検討していくことが今後の課題となっています。

2. 基本方針

広報・旬報の紙面内容や町ホームページの内容について更なる充実を図ります。また情報通信システムを利用し、防災や福祉、産業、観光、教育など広い分野で地域の特色や創意工夫に基づいた利活用を図り、町民生活の利便性向上と安心を実感できるまちづくりを目指します。

行政事務のデジタル化が進められる中で、庁舎内外の行政事務の高度化と効率化にも努めます。

3. 施策

① 情報収集と広報活動の充実

広報活動は、行政と町民あるいは企業や団体との協働や情報の共有化による情報収集に積極的に努め、掲載内容の更なる充実を図り、行政情報やできごと情報など地域住民のニーズに応じたタイムリーな広報紙の発行と町ホームページの充実を図ります。

② 情報通信システムの再構築

情報通信システムを利用した高度な防災情報システムの構築を検討します。また高齢化社会に対応したシステム構築実現への取り組みのほか、地場産業の活性化や観光振興など幅広い活用を検討し、具体化に向けた取り組みを推進します。

③ 行政事務の高度化・効率化

行政の事務事業のデジタル化や個人情報保護、セキュリティ強化などの対策は、その必要性を十分に認識しながら、権限移譲や地方分権に伴う事務の増大・複雑化に応じて事務事業の高度化・効率化を図ります。

各種電子申請などの受付発行業務は、地域の実態に応じた町民サービスを検討し推進します。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
マイナンバーカード交付率	14.9%	50.0%

■ 関連計画

湯前町情報化計画

■ 用語解説

① 電子申請

現在、紙で行っている申請や届出などの行政手続きを、インターネットを利用して自宅や職場のパソコン、スマートフォンなどを使って行えるようにするものです。時間や場所を気にせず手続きを済ませることができるなどのメリットがあります。



第2節 参画と協働の推進

1. 現況と課題

①② 人口減少・高齢化が加速する中、世帯構成員の減少で地域での人と人とのつながりが希薄になり、地域活動への参加意識の低下や行政区役員の高齢化・固定化など地域活動に支障が出ています。こうした中で、多くの町民がまちづくりの担い手として参画することや町民自らが明るい未来をつくるという意識が必要となります。

③④ 町民の生活様式や価値観の変化に伴い、まちづくりに対する町民の要望も多様化しています。このような中、行政のみがサービスを提供するのではなく、町民や民主団体、NPO 法人などの主体が担い手となり、互いに補完しながらまちづくりを進めていく必要があります。

2. 基本方針

町民と行政の協働のまちづくりを推進するため、町民誰もがまちづくりに参画できる環境づくりに取り組み、町民自ら積極的・主体的にまちづくりに参画する意識の醸成を図ります。

また町職員の行政区担当制など地域との連携を強化し地域コミュニティの活性化を推進します。

町民と行政、外部人材が互いに補完しながら町民一人一人の暮らしの満足度が高まる協働社会づくりを推進します。

3. 施策

①参画と協働機会の創出

町民主体の活動や取り組みに対し積極的な支援を行うとともに、パブリックコメントやワークショップなどを行い、さまざまな場面で町民がまちづくりに参画できる体制をつくり協働の機会創出を目指すとともに、外部人材登用も視野に入れ、NPO 法人や民間企業とも連携します。

②男女共同参画の推進

町民一人一人が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進するため、行政や懇話会をはじめとして地域住民や事業所などへの男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

③広報活動の充実

「広報湯前」の内容の充実とわかりやすい紙面づくりを行うとともに、令和2年度にリニューアルしたホームページや同年に開設した SNS の公式アカウントを活用し、町民が各種情報を得られやすい環境づくりに努めます。

④広聴活動の充実

各種アンケートの実施や行政区担当職員が定期的に行政区を訪問し、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。

■目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
現在まちづくりに参加しており、今後も参加したい + ※ 現在は参加していないが今後は参加したい人の割合	33.0%	40.0%

※湯前町まちづくりアンケートより

■関連計画

湯前町男共同参画計画

■用語解説

①パブリックコメント

公衆の意見のことです。公的な機関が命令・規則・基準などを制定・改廃するときに事前に広く一般から意見を募ります。多様な意見・情報・専門知識を集め、公正な意思決定に役立てることが目的です。通称「パブコメ」。

②ワークショップ

「体験型講座」の意味。一方的に講座や研修を受けるのではなく、参加者が実際に作業をしたり議論したりする、学びや創造、トレーニング、問題解決の場になり得る会合のことです。



第3節 行財政運営

1. 現況と課題

日本の財政事情は、バブル崩壊後、長く停滞したまま、地域の疲弊^{ひへい}や財政赤字、格差の広がりを見せています。さらに平成26年、令和元年と段階的に消費税が引き上げられ、国民の負担は大きくなりました。また令和2年7月豪雨により人吉球磨各地で甚大な被害が発生し、災害からの復旧復興に膨大な費用がかかることが見込まれます。そのような状況の中、本町では老朽化した施設の改修や経済基盤を強固にするための産業の振興、住環境の整備など課題は多く、町民の視点に立った行財政運営の効率化が求められています。

①② 平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、一般会計や特別会計だけでなく、公営企業会計も財政状況の把握と分析を適正に行い、財政の健全化に努める必要があります。本町の経常収支比率は90%台を推移していて、財政的に硬直化が進んでいる状況にあり、町民サービスの低下を招かないよう取り組まなければなりません。

③④ 自主財源である町税を見ると、少子高齢化などで納税義務者の減少が見られるものの、税制改正で町税収入は近年横ばい傾向にあります。しかし、このまま少子高齢化による労働人口の減少が進むと町税収入は減少することになります。また若年層における納税意識の低下などにより新規滞納者が出現していて、使用料なども含めた適切な滞納対策が求められています。

2. 基本方針

町財政の中期的な収支見込みを的確に把握しながら、限られた財源を重点的、効率的に配分し、新たな歳出需要にも積極的に対応できるよう健全な財政運営に努めます。また効率的、効果的な運営を行うためには、これまで行ってきた事務事業の成果を検証し、本来の目的に照らし合わせながら随時見直していきます。

本町の主な財源となる町税の確保が行財政運営の重要課題となっていて、税負担の公平性の観点からも滞納対策を厳正に行い徴収体制の強化に取り組み、町税の確保に最大限努めます。また関係部署と連携を図り、使用料などの確実な徴収に努めます。

ふるさと納税は、制度を遵守し税制を通じてふるさとへ貢献するという本来の趣旨を念頭に、貴重な財源として収入向上に努めます。

3. 施策

① 選択と集中による事業の重点化

非常に厳しい財政状況の中、限られた財源で必要な事業を選択し、歳出全般にわたる見直しと合理化・効率化に徹底的に取り組み、各種施策の優先度の見極めを行うことで、所要財源の確保に努めます。

人口減少や担い手不足の加速で維持が困難になってきた公民分館や行政区の統廃合も視野に入れ、これまでの概念や常識にとらわれない地域コミュニティの存続を図ります。

② 計画的な人材育成

町民の福祉の向上や町民サービスの更なる向上への期待と信頼に応えられるよう、職員へ各種研修の参加を積極的に促すなど人材育成を計画的に推進します。

③ 適切な課税と徴収強化

現年度分は新規滞納の防止策を講じ、滞納繰越分についてはその滞納原因を把握し、ケースに応じた適正な滞納整理を実施するとともに、自力執行権に基づく厳正な滞納処分に取り組みます。また使用料なども含め、関係部署との連携を強化し滞納額全体の抑制を図ります。

④ 新たな財源の確保

町出身者をはじめ、町外の人にも本町を応援していただけるようなまちづくりを行いながら、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に努めます。寄附者の思いを用途となる取り組みに反映し、より魅力あるまちづくりにつなげます。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
町税徴収率	95.9%	98.0%
ふるさと納税税収額	30,000 千円	50,000 千円

■ 関連計画

第6期湯前町行財政改革計画

■ 用語解説

① 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表す数値のことです。

人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

第4節 広域行政と広域連携の推進

1. 現況と課題

① 全国的に急速な少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えていて、人吉球磨圏域でもその傾向は顕著で、人口流出による地域活力の低下が構成する市町村にとって避けては通れない大きな課題となっています。今後予想される人口減少社会に対応し、定住人口を確保するためには圏域の市町村が相互に役割を分担しながら連携し、圏域全体で住民の暮らしに必要な機能を確保するとともに、圏域全体のさらなる活性化を図ることが重要です。

② 本町は、人吉球磨地域圏の構成市町村とごみ・し尿処理や下水道、消防、医療、介護保険などの認定審査、火葬場など、一部事務組合や機関の共同設置を図るなど密接な連携を取り合っています。市町村の枠を越えた広域的なネットワーク形成や共同の事業運営など、各市町村の特徴を生かしながら機能分担を図った広域行政の果たす役割がますます重要となっています。

平成27年1月に中心市となっていた人吉市と圏域9町村で、人吉球磨定住自立圏形成協定を締結しました。その協定の中で令和2年3月に「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」を策定し、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域町村が保険・医療や福祉、文化、観光、産業振興、地域公共交通、圏域での人材育成や活動などの各種分野で相互に連携と協力を行うことで、圏域全体の活性化に取り組んでいます。

今後もさまざまな分野で効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政での推進体制やネットワークを強化する必要があります。

2. 基本計画

近隣市町村との連携を深め、効率的、効果的な広域行政を推進します。

町民サービスの更なる向上や財政の効率化を図るため、人吉球磨定住自立圏形成協定の中や隣接する宮崎県の市町村とも新たな広域連携を検討します。

3. 施策

① 広域行政の推進

人吉球磨広域行政組合と連携した新たな事業などを検討し実現に努めます。上球磨消防組合や球磨郡公立多良木病院企業団など共同で設置している機関の効率的な運営を進めます。

② 近隣市町村などとの連携強化

「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」に基づき、安心・快適に暮らすことができる定住自立圏の形成にむけて人吉球磨圏域市町村が連携して具体的な取り組みを検討します。また隣接する宮崎県の市町村とも、広域の共通課題の解決にむけた取り組みの連携を図ります。

■ 目標値

将来の姿を表す指標	現 状	令和5年度目標値
人吉球磨定住自立圏形成協定書に基づく取り組み事項の数	14	14

■ 関連計画

第二期湯前町総合戦略

■ 用語解説

① 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン

人吉球磨定住自立圏構想は、生活に必要な都市機能を擁する中心市（人吉市）と、人吉市が行った中心市宣言に賛同した近隣市町村（湯前町を含む球磨郡9町村）で形成される定住自立圏で、「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市と圏域自治体が相互に連携と協力を行うことで、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」は、安心・快適に暮らすことができる定住自立圏の形成にむけて、中・長期的な視点から目指す将来像を定めたものです。

令和2年度から令和6年度までの5年間で「第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」の期間となっています。



第6次湯前町総合計画
事業計画
 (令和3年度～令和5年度)

- ◇事業計画 (令和3年度～令和5年度)
- ◇普通会計歳入計画表
- ◇普通会計歳出計画表

事業計画 (令和3年度～令和5年度)

◇命を守る安心安全のまちづくり

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
防災消防	防火水槽新設	40m級 4基	R3～R5	28,000	10,972	17,000		28	
	災害時備蓄用備品購入費	備蓄用備品整備	R3～R5	6,877		4,585		2,292	
	消防ポンプ積載車・小型ポンプ更新事業	消防ポンプ積載車3台、小型ポンプ3台	R3～R5	16,500		13,200		3,300	
	小計			51,377	10,972	17,785	17,000	0	5,620
防疫対策	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業		R3	26,226	26,226				
	家畜自衛防疫促進協議会負担金	家畜防疫に係る町負担金	R3～R5	78				78	
交通安全と防犯				26,304	26,226			78	
	交通安全施設整備	カーブミラー・ガードレールなど整備	R3～R4	2,100				2,100	
	外灯・防犯灯整備	外灯、防犯灯の新設・更新	R3～R5	3,900				3,900	
	小計			6,000	0	0	0	3,900	2,100
	小計	計		83,681	37,198	17,785	17,000	3,900	7,798

(単位：千円)

◇次世代につながる持続可能な産業づくり

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
農業の振興	農協預託金	農業者への営農資金の貸付	R3～R5	15,000				15,000	
	畜産奨励補助金事業	畜産農家への奨励補助	R3～R5	10,188				10,188	
	酪農ヘルパー補助金事業	酪農ヘルパー利用者への補助	R3～R5	3,000				3,000	
	和牛ヘルパー補助金事業	和牛ヘルパー利用者への補助	R3～R5	45				45	
	農業経営振興事業	果樹振興、鳥獣防護柵、作物拡大、免許取得、高齢者農業、研修などの補助	R3～R5	3,000				3,000	
	中山間地域等直接支払制度交付金事業	集団営農の推進、多面的機能の確保	R3～R5	94,062	47,031	23,514		23,517	
	多面的機能支払交付金事業	多面的機能を支える共同作業と水路などの質的向上を図る作業を支援	R3～R5	101,556	50,775	25,389		25,392	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	有機農産物などの生産への支援	R3～R5	16,083	8,040	4,020		4,023	
	農業次世代人材投資事業	新規就農者への経営支援	R3～R5	7,875	7,875				
	湯前版中山間地域直接支払制度交付金事業	集団営農の推進	R3～R5	9,783				9,783	
	農業機械施設等導入事業	機械などの導入補助	R3～R5	15,000				15,000	
	後継者等支援事業	農業後継者などの補助	R3～R5	3,360				3,360	
	農村地域防災減災事業負担金	養谷ため池取水施設改修負担金	R3～R4	8,960				8,960	
	農業水路等長寿命化・防災減災対策事業	深田地区排水路改修 L=350m	R3～R4	71,000	39,050	9,940	7,100	14,910	
	鳥獣被害防止総合対策事業	潮ため池ハザードマップ作成	R3	3,000	3,000				
	小計			383,722	170,921	64,693	17,000	7,100	141,638

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
林業の振興	森林整備事業	町有林内の森林整備	R3～R5	178,850	131,983			13,629	33,238
	林業・木材産業振興施設等整備事業	高性能林業機械などの林業用施設整備、苗木生産施設整備	R4	20,161	20,161				
	林業成長産業化地域創出モデル事業	林業成長産業化地域構想のソフト事業	R3～R5	6,430	6,250		120	60	
	球磨スギ・ヒノキ需要促進事業	木造住宅の建築補助	R3～R4	1,800				1,800	
	森林環境譲与税事業	林道台帳整備と森林解析	R3～R5	20,000			20,000		
	小計			227,241	158,394	0	0	33,749	35,098
商工業の振興	商工会預託金	商工業者の経営資金貸付	R3～R5	15,000				15,000	
	商工会補助金	商工会が行う事業に対する補助	R3～R5	20,000				20,000	
	小規模事業者持続化事業	販路開拓などに必要な経費の補助	R3～R5	1,500				15,000	
	事業承継サポート事業	事業承継を行う事業所の支援	R3～R5	12,480				12,480	
	避難防災交流施設指定管理	施設管理に係る指定管理料	R3～R5	13,248				13,248	
	レールウイング複合施設指定管理	施設管理に係る指定管理料	R3～R5	10,353				10,353	
小計			72,581	0	0	0	0	72,581	

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
観光の振興	イベント補助金	漫画フェスタなどのイベント補助	R3～R5	19,350				19,350	
	町観光物産協会補助金	運営補助金	R3～R5	18,600				18,600	
	人吉球磨観光地域づくり協議会補助金	事業費分		5,660	2,830			2,000	830
		事務費分		3,000					3,000
	グリーンパレス施設指定管理	施設管理に係る指定管理料	R3～R5	39,294					39,294
	湯楽里施設整備事業	高圧設備更新	R3～R5	35,000					35,000
	街なみ環境整備事業	観光案内サイン計画策定	R5	5,000	2,500	2,000			500
	小計			125,904	5,330	2,000	0	116,574	
	計			809,848	334,015	64,693	2,000	42,849	365,891

◇ざっと住み続けられる安らぎの住環境づくり

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
交通体系の整備	町道新村線歩道整備事業	歩道整備	R3～R4	43,000	27,000	14,000			2,000
	町道舗装補修事業	舗装修繕	R3～R5	150,000	75,000	70,500			4,500
	トンネル定期点検事業	永岡トンネル定期点検	R4	2,000	1,200				800
	橋梁定期点検事業	町内の橋梁定期点検	R3～R4	19,000	12,300				6,700
	橋梁修繕事業	橋梁補修	R3～R5	49,000	31,600	14,900			2,500
	町道整備事業	歩道整備、道路改良	R3～R5	119,000	57,300	26,300			35,400
	単県道路改良負担金	単県事業負担金	R3～R5	15,000					15,000
	地方バス等運営負担金	地方バス維持などに係る町負担金	R3～R5	17,670		1,722			15,948
	くま川鉄道運営等負担金	くま川鉄道運営などに係る町負担金	R3～R5	15,819					15,819
	人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金		R3～R5	4,731					4,731
くま川鉄道再生協議会負担金		R3～R5	4,641					4,641	
小計			439,861	204,400	1,722	125,700		108,039	
公共下水道と浄化槽	球磨川上流流域下水道事業	県事業負担金	R3～R5	7,734		7,200			534
		維持管理負担金	R3～R5	112,800				112,800	
	下水道公営企業会計移行事業	公営企業会計への移行	R3～R5	25,991				25,991	
	水洗便所改造・新設工事助成事業	水洗化工事補助	R3～R5	1,800				1,800	
浄化槽設置整備事業	浄化槽設置補助	R3～R5	5,958	996	1,743			3,219	
小計			154,283	996	1,743	7,200	140,591	3,753	

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
住宅対策	宅地分譲地整備事業	測量・設計	R5	500					500	
	地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅建設	R3～R5	106,000	47,700		50,000		8,300	
	耐震改修等事業	木造住宅耐震改修等補助	R3～R5	6,000	3,000	3,000				
		ブロック塀などの耐震化支援	R3～R5	2,400	1,200	600			600	
	住宅リフォーム補助金	個人住宅リフォームへの補助	R3～R5	10,800				10,800		
	空き家リフォーム等補助金	空き家のリフォーム・解体・家財処分への補助	R3～R4	8,700				8,700		
	新築応援補助金	個人住宅の新築への補助	R5	3,000				3,000		
	小計			137,400	51,900	3,600	50,000	22,500	9,400	
	老朽管改修事業	配水管布設	R3～R5	235,000	71,498		135,000		28,502	
	小計			235,000	71,498		135,000		28,502	
上水道										

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
環境衛生	人吉球磨広域行政組合負担金	ごみ処理施設などへの負担金	R3～R5	108,018					108,018	
		し尿処理施設などへの負担金	R3～R5	43,566					43,566	
	ごみ収集運搬業務委託	水上斎場維持管理負担金	R3～R5	12,486					12,486	
		家庭ごみ収集運搬業務の委託	R3～R5	20,691					20,691	
	生ごみ処理機・容器設置整備	処理機 24 台・容器 30 基	R3～R5	810					810	
		小計		185,571	0	0	0	0	185,571	
小計			1,152,115	328,794	7,065	317,900	163,091	335,265		

◇ささえ愛で心温まる福祉づくり

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考		
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源		一般財源	
地域福祉活動	町民生委員協議会補助金	民生・児童委員の活動などへの補助金	R3～R5	5,700		489			5,211		
	町社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会の運営・事業補助金	R3～R5	66,780					66,780		
	町ボランティア連絡協議会補助金	ボランティア活動の支援	R3～R5	594					594		
	シルバー人材センター運営補助金	高齢者の生きがいと就労支援	R3～R5	2,700					2,700		
	成年後見センター運営委託	判断能力が不十分な人へ法的に支援	R3～R5	1,899		3			1,896		
	地域消費生活ネットワーク運営負担金	消費生活に係る被害防止	R3～R5	498					498		
	小計			78,171	0	492	0	0	77,679		
	高齢者福祉	老人ホーム入所措置事業	養護老人ホームなどへ入所に係る措置費	R3～R5	72,000				4,320	67,680	
		高齢者生活福祉センター指定管理料	施設管理にかかる指定管理料	R3～R5	26,508				1,350	25,158	
		老人クラブ活動補助金	高齢者の生きがいと健康づくり活動への補助	R3～R5	5,499		2,115			3,384	
敬老祝い金		敬老の意を表し祝い金を贈呈	R3～R5	12,600					12,600		
小計				116,607	0	2,115	0	5,670	108,822		

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考	
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源		一般財源
児童福祉	保育所等運営費	保育施設2園・広域入所運営費補助	R3～R5	412,758	183,450	89,847			7,038	132,423
	子どものための教育・保育給付費(地方単独費用補助)	1号認定給付費の地方単独費用への補助	R3～R5	17,496		8,973				8,973
	放課後児童支援員処遇改善事業	学童クラブ支援員処遇改善費用補助	R3～R5	12,399	4,131	4,131				4,137
	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	経験年数による処遇改善費用補助	R3～R5	3,870	1,290	1,290				1,290
	延長保育事業	通常開園時間を超えての保育実施	R3～R5	5,532	1,842	1,842				1,848
	保育補助者雇上強化事業	保育補助者を雇用する園への補助	R4～R5	4,528		3,396				1,132
	保育体制強化事業	保育に係る周辺業務を行う者の配置	R3～R5	3,600		2,700				900
	子育てのための施設等利用給付事業	幼児教育無償化による預かり保育無償化	R3～R5	1,800	900	450				450
	保育所地域活動事業	育児講座、世代間交流事業	R3～R5	1,800						1,800
	多子世帯子育て支援事業	多子世帯の保育料の減免	R3～R5	5,958		2,979				2,979
	病児・病後児保育事業	病気時や病気回復期の一時的な保育	R3～R5	27,054	8,061	8,061				10,932
	乳児家庭全戸訪問事業	家庭訪問での情報提供・相談事業	R3～R5	270	90	90				90
	養育支援訪問事業	育児支援などへの支援	R3～R5	495	165	165				165
	地域子育て支援拠点事業	親子への交流・相談・情報交換の場の提供	R3～R5	35,274	11,757	11,757				11,760

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
児童福祉	一時預かり事業	就労等による一時的な保育支援	R3～R5	25,113	8,370	8,370			8,373	
	児童手当	中学校修了前までの子どもに手当支給	R3～R5	137,325	93,735	21,495			22,095	
	放課後児童健全育成事業	安心して学び、遊べる環境の提供	R3～R5	86,037	28,677	28,677			28,683	
	障害児保育事業	専任職員配置への支援(1施設)	R3～R5	3,888					3,888	
	少子化対策総合交付金事業	一般不妊治療費助成、早産予防対策	R3～R5	639	477				162	
	出生祝い金支給事業	生活の安定支援	R3～R5	9,000					9,000	
	児童虐待防止事業	児童虐待を未然防止・早期発見	R3～R5	1,206					1,206	
		小計		796,492	342,468	194,700	0	7,038	252,286	

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
障がい福祉	地域生活支援事業	日常生活用具給付、移動支援、意思疎通支援事業 など	R3～R5	4,347	2,172	1,086	0	0	1,089	
	補装具給付事業	補装具の購入・修理	R3～R5	3,000	1,500	750			750	
	自立支援(更生)医療給付事業	更生医療費の給付	R3～R5	20,892	10,446	5,223			5,223	
	重度心身障害者医療費助成事業	重度障がい者への医療費助成	R3～R5	24,300		12,150			12,150	
	介護給付・訓練等給付事業	障害福祉サービス事業	R3～R5	433,140	216,570	108,285			108,285	
	障がい者福祉年金支給事業	福祉年金の支給	R3～R5	3,120					3,120	
	障害児通所事業	障害児サービス事業	R3～R5	106,998	53,499	26,748			26,751	
	地域活動支援センター事業委託	障がい者の日中の活動サポート事業	R3～R5	11,100	2,250	1,125		1,818	5,907	
	障害福祉計画策定業務委託	3年に一度計画策定	R5	2,000					2,000	
	地域療育支援事業	療育相談員の配置、療育に関する援助・調整	R3～R5	1,707					1,707	
	地域活動支援センター事業	社会参加支援、啓発事業	R3～R5	1,869	243	120			1,506	
	障がい者相談支援事業	障がいに関する相談支援	R3～R5	2,802					2,802	
	球磨郡障害認定審査会運営事業	障害認定審査会の運営	R3～R5	1,659					1,659	
	障害児居宅生活支援利用者負担特別助成事業	障害児サービス費自己負担分の助成事業	R3～R5	1,380					1,380	
	巡回支援専門員整備事業	施設への訪問、相談・助言	R3～R5	2,838	1,419	708			711	
		小計		621,152	288,099	156,195	0	1,818	175,040	

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
町民保健	妊婦健康診査委託料	妊婦健診に係る費用の負担軽減	R3～R5	6,319				6,319	
	各種がん検診委託料	各種がん検診の実施	R3～R5	67,842				67,842	
	公立多良木病院企業団負担金	構成町村負担金	R3～R5	50,088				50,088	
	病院群輪番制病院運営事業負担金	中核医療施設の医療体制への補助金	R3～R5	1,455				1,455	
	熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会負担金	県内へき地自治体病院の医師確保など	R3～R5	69				69	
	食生活改善推進協議会補助金	食生活改善推進団体への活動費補助	R3～R5	600				600	
	子ども医療費助成事業	高校生までの医療費自己負担額助成	R3～R5	43,200	4,275			38,925	
	各年代歯科検診事業	地元歯科医による歯科検診	R3～R5	2,472				2,472	
	乳幼児健康診査	乳幼児健診時の医師報酬など	R3～R5	4,653				4,653	
	おたふくかぜワクチン接種補助金		R3～R5	1,296				1,296	
	インフルエンザワクチン接種補助金(6ヵ月～18歳)		R3～R5	2,505				2,505	
	インフルエンザワクチン接種補助金(65歳以上)		R3～R5	13,428				13,428	
	高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助金		R3～R5	3,174				3,174	
	風しん抗体検査	風しん抗体検査奨励	R3	464	231			233	
		小計		197,565	231	4,275	0	0	193,059

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳				備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	
ひとり親家庭	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費助成	R3～R5	1,200		600		600	
	小計			1,200		600		600	
保険医療	介護サービス等諸費	居宅介護・施設介護給付費 介護福祉用具購入費、住宅改修費	R3～R5	1,584,558	432,459	238,197		913,902	
	介護予防サービス等諸費	介護予防サービス給付費、介護 予防福祉用具購入費、住宅改修費	R3～R5	39,780	10,791	5,979		23,010	
	地域支援サービス	介護予防・日常生活支援サービス		34,638	11,997	4,515		18,126	
		一般介護予防事業		2,919	993	372		1,554	
		包括的支援事業・任意事業		56,547	25,605	10,392		20,550	
	国民健康保険給付	国民健康保険事業費納付金	R3～R5	362,700		114,900		247,800	
		小計		2,081,142	481,845	374,355	0	1,244,942	0
		計		3,892,329	1,112,643	732,732	0	1,239,468	807,486

◇地域をつなぐ人づくり

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考	
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源		
学校教育	湯前小学校長寿命化改修事業	小学校校舎などの外部改修工事	R3	102,000	30,000		70,000		2,000		
	湯前小・中学校グラウンド改修事業	小・中学校のグラウンド改修	R4～R5	30,000	10,000		15,000		5,000		
	小中学生英語検定料補助事業		R3～R5	869		120			749		
	高校生等通学補助事業		R3～R5	8,845					8,845		
	給食調理業務委託	学校給食の調理業務委託	R3～R5	47,319					47,319		
	学校給食費補助		R3～R5	10,503					10,503		
	小計			199,536	40,000	120	85,000	0	74,416		
	社会教育	生涯学習教育の推進	各種教室・学級などの開催	R3～R5	3,789					3,789	
		公民分館活動支援事業	分館活動・花づくり奨励の支援	R3～R5	6,129					6,129	
		公民分館施設整備支援事業	分館施設の整備などの支援	R3～R5	3,246					3,246	
中央公民館等改修事業		設計業務	R5	10,000	5,000		5,000				
地域学校協働事業			R3～R5	2,316		1,155			1,161		
小計				25,480	5,000	1,155	5,000	0	14,325		

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
社会体育	町民テニスコート改修事業	テニスコート改修工事	R5	28,000			8,000	20,000		
	B & G 体育館改修事業	照明 LED 化、雨漏り修繕など	R3	9,156				5,300	3,856	
	小計			37,156			8,000	25,300	3,856	
文化財保護と文化振興	無形民俗文化財保存継承事業	文化財の保存継承	R3～R4	290					290	
	文化財周辺整備事業	御大師堂保存修理事業	R3～R4	80,000	40,000	30,000			10,000	
		明導寺阿弥陀堂トイレなどの整備	R3～R5	17,000		6,000	10,000		1,000	
	文化財保護防犯カメラ設置事業	歴史的風致維持向上計画関連事業	R3～R5	594					594	
	那須良輔作品・関連資料群アーカイブ事業	収蔵物整理、目録化、データ化、公開	R3～R4	7,400	5,400				2,000	
	小計			105,284	45,400	0	36,000	10,000	13,884	
計				367,456	90,400	1,275	134,000	35,300	106,481	

◇みんなで描き育むまちづくり

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
情報化	光伝送路高度化対応整備事業	光ケーブルの民設民営化	R3～R5	250,000		250,000				
	新情報通信システム構築事業	防災行政放送の伝達手段構築	R3～R5	250,000		250,000				
	小計			500,000	0	500,000	0	0	0	
参画と協働	若者会議	若者の参画を促す会議の開催	R3～R5	300					300	
	男女共同参画推進懇話会	男女共同参画社会を築くための政策推進	R3～R5	144					144	
	地域おこし協力隊	外部人材の登用	R3～R5	26,607					26,607	
	地域おこし企業人	外部人材の登用	R3～R5	27,270					27,270	
	小計			54,321	0	0	0	0	54,321	

(単位：千円)

区分	事業名	事業内容	事業年度	事業費	財源内訳					備考
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
行財政運営	職員研修事業	職員のスキルアップ、資質向上	R3～R4	6,000					6,000	
	公会計整備事業		R3～R4	14,661					14,661	
	行政評価・人事評価システム支援事業	能力評価、業績評価による人事管理	R3～R5	3,960					3,960	
	社会保障・税番号制度システム		R3～R4	3,615	720				2,895	
	住基ネットワーク		R3～R5	11,109					11,109	
	戸籍電算システム		R3～R5	20,940	6,105				14,835	
	小計			60,285	6,825	0	0	0	53,460	
	計			614,606	6,825	0	500,000	0	107,781	
	総計			6,919,635	1,909,875	823,550	970,900	1,484,608	1,730,702	

◇普通会計歳入計画表

(単位：千円、%)

区分	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	決算額	対前年度増減率	構成比	決算見込額	対前年度増減率	構成比	計画額	対前年度増減率	構成比	計画額	対前年度増減率	構成比	計画額	対前年度増減率	構成比
1 地方税	262,483	0.7	7.3	263,294	0.3	5.2	236,506	△10.2	6.6	229,524	△3.0	5.6	222,822	△2.9	6.9
2 地方譲与税等	104,247	△1.5	2.9	115,558	10.9	2.3	105,196	△9.0	2.9	106,040	0.8	2.6	106,040	0.0	3.3
3 地方交付税	1,543,158	0.8	43.2	1,817,209	17.8	36.1	1,528,000	△15.9	42.6	1,528,000	0.0	37.4	1,528,000	0.0	47.1
小計(A)	1,909,888	0.7	53.4	2,196,061	15.0	43.7	1,862,720	△0.4	52.1	1,863,564	△0.3	45.6	1,856,862	△0.4	57.2
4 分担金・負担金	19,079	△14.3	0.5	16,952	△11.1	0.3	8,292	△51.1	0.2	8,192	△1.2	0.2	4,692	△42.7	0.1
5 使用料	47,858	0.6	1.3	45,243	△5.5	0.9	49,696	9.8	1.4	49,696	0.0	1.2	49,696	0.0	1.5
6 手数料	2,992	△31.3	0.1	2,141	△28.4	0.0	2,828	32.1	0.1	2,828	0.0	0.1	2,828	0.0	0.1
7 国庫支出金	317,564	4.1	8.9	1,222,598	285.0	24.3	544,646	△55.5	15.2	799,260	46.7	19.6	358,094	△55.2	11.0
8 県支出金	384,657	22.8	10.8	565,851	47.1	11.3	420,609	△25.7	11.7	212,929	△49.4	5.2	202,046	△5.1	6.2
9 財産収入	64,560	56.3	1.8	4,223	△93.4	0.1	18,947	347.6	0.5	18,947	0.0	0.5	18,947	0.0	0.6
10 寄附金	23,300	△25.8	0.7	40,401	73.4	0.8	34,172	△15.4	1.0	35,235	3.1	0.9	34,222	△2.9	1.1
11 繰入金	81,017	5.3	2.3	6,390	△92.1	0.1	14,546	127.6	0.4	14,820	1.9	0.4	67,710	356.9	2.1
12 繰越金	208,489	△17.1	5.8	158,500	△24.1	3.2	76,000	△52.1	2.1	145,061	91.6	3.6	188,707	29.6	5.8
13 諸収入	60,564	24.6	1.7	50,321	△16.9	1.0	30,882	△38.6	0.9	36,182	17.2	0.9	50,882	40.6	1.6
14 地方債	455,073	173.4	12.7	720,375	58.3	14.3	515,904	△28.4	14.4	895,500	73.6	21.9	409,300	△54.3	12.6
小計(B)	1,655,153	27.2	46.6	2,833,005	70.1	56.3	1,716,522	△39.4	47.9	2,219,190	29.3	54.4	1,387,124	△37.5	42.8
歳入合計(A)+(B)	3,575,041	11.5	100.0	5,029,066	40.7	100.0	3,586,224	△28.7	100.0	4,082,754	13.8	100.0	3,243,986	△20.5	100.0

◇普通会計歳出計画表

(単位：千円、%)

区分	平成31年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	決算額	一般財源充当額	構成比	決算見込額	一般財源充当額	構成比	計画額	一般財源充当額	構成比	計画額	一般財源充当額	構成比	計画額	一般財源充当額	構成比
1 人件費	552,574	524,001	16.4	581,818	564,934	12.3	599,830	591,010	17.4	578,074	388,413	14.8	586,574	514,786	18.2
2 物件費	433,937	359,601	12.9	592,819	442,868	12.5	490,769	422,769	14.3	505,842	310,888	13.0	529,810	392,175	16.4
3 維持補修費	12,995	8,936	0.4	27,757	18,442	0.6	15,675	15,675	0.5	18,809	14,180	0.5	20,747	16,099	0.6
4 扶助費	458,516	163,867	13.6	473,915	177,373	10.0	436,150	140,781	12.7	456,194	106,061	11.7	455,420	141,405	14.1
5 補助費等	464,896	344,187	13.8	1,119,932	508,872	23.6	536,508	415,522	15.6	707,112	323,547	18.1	787,851	415,981	24.4
6 公債費	266,204	257,117	7.9	268,076	268,075	5.7	277,353	277,352	8.1	271,319	500	6.9	250,671	500	7.8
7 積立金	12,821	806	0.4	34,206	32,187	0.7	162	0	0.0	15,000	4	0.4	15,000	4	0.5
8 投資及び出資金	22,896	2,896	0.7	20,001	0	0.4	10,001	0	0.3	10,001	1	0.3	10,001	1	0.3
9 繰出金	343,901	304,518	10.2	262,948	189,634	5.6	271,548	186,746	7.9	292,799	125,460	7.5	275,765	167,280	8.5
小計	2,568,740	1,965,929	76.1	3,381,472	2,202,385	71.4	2,637,996	2,049,855	76.7	2,855,150	1,269,054	73.1	2,931,839	1,648,231	90.8
10 建設事業費	805,238	138,104	23.9	1,354,429	398,782	28.6	802,227	67,216	23.3	1,049,847	112,203	26.9	297,500	55,500	9.2
普通建設事業費	773,145	126,568	22.9	785,201	109,660	16.6	347,474	62,910	10.1	260,156	37,206	6.7	297,500	55,500	9.2
災害復旧事業費	32,093	11,536	1.0	569,228	289,122	12.0	454,753	4,306	13.2	789,691	74,997	20.2	0	0	0.0
11 予備費	0	0	0.0	400	400	0.0	400	400	0.0	400	400	0.0	400	400	0.0
歳出合計	3,373,978	2,104,033	100.0	4,736,301	2,601,567	100.0	3,440,623	2,117,471	100.0	3,905,397	1,381,657	100.0	3,229,739	1,704,131	100.0
歳入歳出差引額	201,063			292,765			145,601			176,513			13,403		

第6次 湯前町総合計画
基本構想・基本計画【前期】
(令和3年度～令和9年度)

<発行> 令和3年3月

<発行者> 湯前町 企画観光課

〒868-0621

熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

☎ 0966(43)4111 / FAX0966(43)3013



第6次 湯前町総合計画

令和3年度～令和9年度